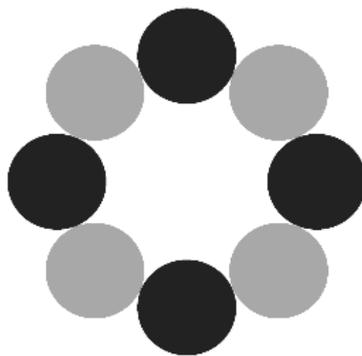


令和5年南砺市議会定例会
令和6年2月第2回会議
議 案 書



南 砺 市

令和6年2月第2回会議提出案件

目 次

予算関係

議案第	5号	令和6年度南砺市一般会計予算……………	別冊
議案第	6号	令和6年度南砺市国民健康保険事業特別会計予算……………	別冊
議案第	7号	令和6年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計予算……………	別冊
議案第	8号	令和6年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計予算……………	別冊
議案第	9号	令和6年度南砺市介護事業特別会計予算……………	別冊
議案第	10号	令和6年度南砺市訪問看護事業特別会計予算……………	別冊
議案第	11号	令和6年度南砺市工業用地造成事業特別会計予算……………	別冊
議案第	12号	令和6年度南砺市病院事業会計予算……………	別冊
議案第	13号	令和6年度南砺市水道事業会計予算……………	別冊
議案第	14号	令和6年度南砺市下水道事業会計予算……………	別冊
議案第	15号	令和5年度南砺市一般会計補正予算（第13号）……………	5
議案第	16号	令和5年度南砺市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第3号）……………	75
議案第	17号	令和5年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計 補正予算（第3号）……………	86
議案第	18号	令和5年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計 補正予算（第2号）……………	94
議案第	19号	令和5年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第3号）……………	102
議案第	20号	令和5年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）……………	111
議案第	21号	令和5年度南砺市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）……………	116
議案第	22号	令和5年度南砺市病院事業会計補正予算（第3号）……………	118
議案第	23号	令和5年度南砺市水道事業会計補正予算（第3号）……………	126

議案第	24号	令和5年度南砺市下水道事業会計補正予算（第3号）……………	130
-----	-----	-------------------------------	-----

条例関係

議案第	25号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	136
-----	-----	--	-----

議案第	26号	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	138
-----	-----	---	-----

議案第	27号	南砺市いのくち椿公園条例の全部改正について……………	140
-----	-----	----------------------------	-----

議案第	28号	南砺市行政組織条例の一部改正について……………	144
-----	-----	-------------------------	-----

議案第	29号	南砺市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について……………	146
-----	-----	----------------------------------	-----

議案第	30号	南砺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………	150
-----	-----	---	-----

議案第	31号	南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について……………	153
-----	-----	------------------------------------	-----

議案第	32号	南砺市積立基金条例の一部改正について……………	157
-----	-----	-------------------------	-----

議案第	33号	南砺市立福光美術館条例の一部改正について……………	159
-----	-----	---------------------------	-----

議案第	34号	南砺市保健センター条例の一部改正について……………	161
-----	-----	---------------------------	-----

議案第	35号	南砺市水道事業給水条例及び南砺市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について……………	163
-----	-----	---	-----

議案第	36号	南砺市集落排水処理施設条例の一部改正について……………	165
-----	-----	-----------------------------	-----

議案第	37号	南砺市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について……………	167
-----	-----	---------------------------------	-----

議案第	38号	南砺市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について……………	169
-----	-----	---------------------------------	-----

議案第	39号	南砺市消防団条例の一部改正について……………	172
-----	-----	------------------------	-----

議案第	40号	南砺市学校給食調理場条例の廃止について……………	174
-----	-----	--------------------------	-----

その他

議案第	41号	証明書等の交付に係る事務の相互委託の廃止について……………	176
-----	-----	-------------------------------	-----

議案第	42号	辺地総合整備計画の策定について……………	177
-----	-----	----------------------	-----

議案第	43号	南砺市立病院経営強化プランの策定について……………	180
議案第	44号	辺地総合整備計画の変更について……………	183
議案第	45号	5災235号市道坂下閑乗寺線道路災害復旧工事請負契約の締結 について……………	187
議案第	46号	南砺市合掌造り等活用施設（旧野宇家等）等の指定管理者の指定 について……………	188
議案第	47号	南砺市利賀芸術公園の指定管理者の指定について……………	189
議案第	48号	南砺市高齢者生活福祉センター（南砺市平高齢者生活福祉センター 「つつじ荘」及び南砺市利賀高齢者生活福祉センター「ネイトピア 喜楽」）及び南砺市デイサービスセンター（平デイサービスセンター 等）の指定管理者の指定について……………	190
議案第	49号	南砺市道の駅福光「なんと一福茶屋」及び南砺市福光紹興友好物産 館の指定管理者の指定について……………	191
議案第	50号	南砺市井口カイニョと椿の森公園及び南砺市いのくち椿公園 （椿の館等）の指定管理者の指定について……………	192
議案第	51号	南砺市都市公園（園芸植物園）の指定管理者の指定について……	193
報告第	1号	専決処分の報告について……………	194

議案第15号

令和5年度南砺市一般会計補正予算（第13号）

令和5年度南砺市一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,208,039千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,320,398千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		6,551,363	72,700	6,624,063
	1 市民税	2,522,724	47,100	2,569,824
	2 固定資産税	3,612,609	9,900	3,622,509
	3 軽自動車税	201,946	△5,300	196,646
	4 市たばこ税	206,800	22,200	229,000
	5 入湯税	7,284	△1,200	6,084
2 地方譲与税		419,200	68	419,268
	3 森林環境譲与税	49,000	68	49,068
11 地方特例交付金		21,400	11,158	32,558
	1 地方特例交付金	21,400	3,957	25,357
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	7,201	7,201
12 地方交付税		14,000,000	457,165	14,457,165
	1 地方交付税	14,000,000	457,165	14,457,165
14 分担金及び負担金		140,209	701	140,910
	2 負担金	138,335	701	139,036
15 使用料及び手数料		319,711	△4,572	315,139
	1 使用料	241,331	△4,572	236,759
16 国庫支出金		3,592,121	23,739	3,615,860

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 国庫負担金	1,431,926	△9,954	1,421,972
	2 国庫補助金	2,152,365	33,693	2,186,058
17 県支出金		2,174,495	△37,287	2,137,208
	1 県負担金	725,450	2,724	728,174
	2 県補助金	1,244,938	△22,966	1,221,972
	3 県委託金	204,107	△17,045	187,062
18 財産収入		101,006	382	101,388
	1 財産運用収入	90,606	382	90,988
19 寄附金		121,610	135,936	257,546
	1 寄附金	121,610	135,936	257,546
20 繰入金		3,108,522	△1,354,569	1,753,953
	1 繰入金	3,108,522	△1,354,569	1,753,953
21 繰越金		431,520	1,919,212	2,350,732
	1 繰越金	431,520	1,919,212	2,350,732
22 諸収入		1,058,702	△17,867	1,040,835
	4 受託事業収入	115,987	△11,330	104,657
	5 雑入	496,399	△6,537	489,862
23 市債		2,838,300	1,273	2,839,573
	1 市債	2,838,300	1,273	2,839,573
歳	入	合	計	
		36,112,359	1,208,039	37,320,398

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		217,475	△5,223	212,252
	1 議会費	217,475	△5,223	212,252
2 総務費		3,723,675	△114,261	3,609,414
	1 総務管理費	3,265,846	△89,440	3,176,406
	3 戸籍住民基本台帳費	162,495	△5,544	156,951
	4 選挙費	21,158	△19,277	1,881
3 民生費		9,645,953	△211,700	9,434,253
	1 社会福祉費	6,356,329	△213,323	6,143,006
	2 児童福祉費	3,284,624	1,623	3,286,247
4 衛生費		3,030,845	△135,160	2,895,685
	1 保健衛生費	2,213,391	△95,460	2,117,931
	2 環境費	817,454	△39,700	777,754
5 労働費		85,629	△35,700	49,929
	1 労働諸費	85,629	△35,700	49,929
6 農林水産業費		1,646,385	103,484	1,749,869
	1 農業費	831,420	△36,816	794,604
	2 農地費	257,936	164,205	422,141
	3 林業費	556,260	△23,905	532,355
7 商工費		1,711,038	△39,616	1,671,422
	1 商工費	1,711,038	△39,616	1,671,422

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		4,710,759	199,216	4,909,975
	2 道路橋梁費	2,464,827	208,723	2,673,550
	4 都市計画費	1,785,689	△4,982	1,780,707
	5 住宅費	90,736	△4,525	86,211
10 教育費		4,134,949	△138,509	3,996,440
	1 教育総務費	358,354	△1,986	356,368
	2 小学校費	1,151,503	△59,638	1,091,865
	3 中学校費	598,088	△22,788	575,300
	4 社会教育費	1,350,744	△58,302	1,292,442
	5 保健体育費	676,260	4,205	680,465
12 公債費		5,356,829	△6,336	5,350,493
	1 公債費	5,356,829	△6,336	5,350,493
13 諸支出金		93,324	1,591,844	1,685,168
	2 基金費	93,324	1,591,844	1,685,168
歳 出 合 計		36,112,359	1,208,039	37,320,398

第2表

繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	電算管理費	2,640
		インターネット費	17,864
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付費	75,088
		低所得者支援給付金給付費	124,208
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種費	448
6 農林水産業費	2 農地費	土地改良事務費	3,485
		県営土地改良費	217,833
		県単土地改良費	11,122
		豪雨災害対策費（農地費）	9,568
	3 林業費	林業振興対策費	618
		林道整備事業負担金	16,476
		県単林道整備費	2,500
		県単治山費	7,100
		林業構造改善費	18,697
		有害鳥獣対策費	150
7 商工費	1 商工費	地域産業振興事業費	8,000
		商工振興費	2,000
		合掌の里管理費	66,000
		利賀観光施設維持費	17,133
8 土木費	1 土木管理費	土木管理費	1,496
	2 道路橋梁費	道路橋梁施設整備費（補助）	105,168
		道路新設改良費（単独）	134,128
		消融雪装置管理費	6,255
	4 都市計画費	都市計画管理費	7,645
		都市計画街路費	23,034
9 消防費	1 消防費	消防団施設費	19,508

10 教育費	2 小学校費	小学校教育教材備品整備費	658
	4 社会教育費	世界遺産関係費	4,334
		美術館管理費	3,960
		美術館自主事業費	770
5 保健体育費	その他施設維持費	993	
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	道路河川災害復旧費（補助）	67,711
合 計			976,590

(変更)

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉施設運営費	8,916	社会福祉施設運営費	12,502
		高齢者施設運営費	5,962	高齢者施設運営費	72,693

第3表

債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度 道の駅福光「なんと一福茶屋」等指定管理料	令和6年度から 令和8年度まで	千円 23,481
令和5年度 利賀芸術公園指定管理料	令和6年度から 令和8年度まで	29,943
令和5年度 園芸植物園指定管理料	令和6年度から 令和7年度まで	67,382
令和5年度 井口カイニョと椿の森公園指定管理料	令和6年度から 令和10年度まで	84,250
合 計		205,056

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和5年度 南砺市立小中学校複合機貸貸借	令和6年度から 令和10年度まで	62,954	令和6年度から 令和11年度まで	千円 64,020

第4表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
公共事業等債	234,300	133,500	367,800	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
辺地対策事業債	302,700	△ 1,000	301,700			
過疎対策事業債	1,813,100	△ 10,100	1,803,000			
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	26,000	38,400	64,400			
緊急自然災害防止対策事業債	84,200	4,100	88,300			
臨時財政対策債	184,000	△ 163,627	20,373			

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	6,551,363	72,700	6,624,063
2 地方譲与税	419,200	68	419,268
11 地方特例交付金	21,400	11,158	32,558
12 地方交付税	14,000,000	457,165	14,457,165
14 分担金及び負担金	140,209	701	140,910
15 使用料及び手数料	319,711	△4,572	315,139
16 国庫支出金	3,592,121	23,739	3,615,860
17 県支出金	2,174,495	△37,287	2,137,208
18 財産収入	101,006	382	101,388
19 寄附金	121,610	135,936	257,546
20 繰入金	3,108,522	△1,354,569	1,753,953
21 繰越金	431,520	1,919,212	2,350,732
22 諸収入	1,058,702	△17,867	1,040,835
23 市債	2,838,300	1,273	2,839,573
歳 入 合 計	36,112,359	1,208,039	37,320,398

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	217,475	△5,223	212,252				△5,223
2 総務費	3,723,675	△114,261	3,609,414	△17,023	△3,500	△105,921	12,183
3 民生費	9,645,953	△211,700	9,434,253	3,698	△100,100	△21,028	△94,270
4 衛生費	3,030,845	△135,160	2,895,685	△19,990	△1,400	△13,158	△100,612
5 労働費	85,629	△35,700	49,929			△35,700	
6 農林水産業費	1,646,385	103,484	1,749,869	△20,309	166,600	△30,493	△12,314
7 商工費	1,711,038	△39,616	1,671,422	40,391	△6,600	△98,721	25,314
8 土木費	4,710,759	199,216	4,909,975	△2,414	7,200	△4,635	199,065
10 教育費	4,134,949	△138,509	3,996,440	2,099	△37,200	△55,033	△48,375
12 公債費	5,356,829	△6,336	5,350,493			△300,000	293,664
13 諸支出金	93,324	1,591,844	1,685,168		139,900	276,547	1,175,397
歳 出 合 計	36,112,359	1,208,039	37,320,398	△13,548	164,900	△388,142	1,444,829

2. 歳入

第 1 款 市税

第 1 項 市民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 個人	2,147,250	59,700	2,206,950	1	60,400	均等割（個人現年課税分）	1,100
						所得割（個人現年課税分）	59,300
				2	△700	個人市民税（滞納繰越分）	△700
2 法人	375,474	△12,600	362,874	1	△12,600	均等割（法人現年課税分）	△12,100
						法人税割（法人現年課税分）	△500
計	2,522,724	47,100	2,569,824				

第 1 款 市税

第 2 項 固定資産税

1 固定資産税	3,491,100	9,900	3,501,000	1	14,900	固定資産税（現年課税分）	14,900
				2		△5,000	固定資産税（滞納繰越分）
計	3,612,609	9,900	3,622,509				

第 1 款 市税

第 3 項 軽自動車税

1 環境性能割	13,944	△3,300	10,644	1	△3,300	環境性能割（現年課税分）	△3,300
------------	--------	--------	--------	---	--------	--------------	--------

第 1 款 市税

第 3 項 軽自動車税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 種別割	188,002	△2,000	186,002	1 現年課税分	△2,000	種別割（現年課税分） △2,000
計	201,946	△5,300	196,646			

第 1 款 市税

第 4 項 市たばこ税

1 市たばこ税	206,800	22,200	229,000	1 現年課税分	22,200	市たばこ税 22,200
計	206,800	22,200	229,000			

第 1 款 市税

第 5 項 入湯税

1 入湯税	7,284	△1,200	6,084	1 現年課税分	△1,200	入湯税 △1,200
計	7,284	△1,200	6,084			

第 2 款 地方譲与税

第 3 項 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税	49,000	68	49,068	1 森林環境譲与税	68	森林環境譲与税 68
計	49,000	68	49,068			

第 11 款 地方特例交付金

第 1 項 地方特例交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方特例交付金	21,400	3,957	25,357	1 地方特例交付金	3,957	地方特例交付金 3,957
計	21,400	3,957	25,357			

第 11 款 地方特例交付金

第 2 項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	7,201	7,201	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	7,201	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 7,201
計	0	7,201	7,201			

第 12 款 地方交付税

第 1 項 地方交付税

1 地方交付税	14,000,000	457,165	14,457,165	1 普通交付税	457,165	普通交付税 457,165
計	14,000,000	457,165	14,457,165			

第 14 款 分担金及び負担金

第 2 項 負担金

5 土木費負担金	1,930	1,077	3,007	1 道路橋梁費負担金	1,077	除雪機械等負担金 1,077
-------------	-------	-------	-------	---------------	-------	----------------

第 14 款 分担金及び負担金

第 2 項 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育費負担金	2,105	△376	1,729	1 社会教育費負担金	△376	史跡整備負担金 △376
計	138,335	701	139,036			

第 15 款 使用料及び手数料

第 1 項 使用料

6 土木費使用料	164,459	△1,212	163,247	3 住宅費使用料	△1,212	住宅使用料 △1,212
7 教育費使用料	29,171	△3,360	25,811	2 社会教育費使用料	△3,360	美術館使用料 △3,360
計	241,331	△4,572	236,759			

第 16 款 国庫支出金

第 1 項 国庫負担金

1 民生費負担金	1,287,712	7,964	1,295,676	1 社会福祉費負担金	6,860	保険基盤安定国庫負担金	1,360
						自立支援給付費負担金	5,500
				2 児童福祉費負担金	1,104	児童扶養手当国庫負担金	△1,644
						児童手当交付金	△4,145
						子どものための教育・保育給付費国庫負担金	6,893

第 16 款 国庫支出金

第 1 項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 衛生費国庫負担金	97,867	△17,918	79,949	1 保健衛生費負担金	△17,918	感染症予防事業国庫負担金 △292 新型コロナウイルスワクチン接種対策国庫負担金 △17,626
計	1,431,926	△9,954	1,421,972			

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	980,388	40,250	1,020,638	1 総務管理費補助金	45,780	デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生） 1,134 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 △14,206 マイナポイント事業費補助金 1,458 デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル） △7,700 物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金 65,094
				2 戸籍住民基本台帳費補助金	△5,530	個人番号カード交付事務費補助金 △5,530
2 民生費国庫補助金	151,970	2,651	154,621	1 社会福祉費補助金	1,616	地域生活支援事業補助金 △1,533 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 3,149

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(2 民生費国庫補助金)				2	1,035	子ども・子育て支援交付金 595
				児童福祉費補助金		子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金 △950
						子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金 △867
						子ども・子育て支援施設整備交付金 2,257
5	888,450	37	888,487	3	37	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画） 37
7	89,157	△7,579	81,578	2	△176	学校安全特別対策事業費補助金 △176
				4		△7,403
						芸術文化事業補助金 △704
10	42,400	△1,666	40,734	1	△1,666	出産・子育て応援事業交付金（国庫） △1,666
計	2,152,365	33,693	2,186,058			

第 17 款 県支出金

第 1 項 県負担金

1	712,277	4,938	717,215	1	2,433	保険基盤安定県負担金 4,029
民生費県負担金						社会福祉費負担金

第 17 款 県支出金

第 1 項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(1 民生費県負担金)						生活保護扶助費負担金 290
						自立支援給付費負担金 2,750
						後期高齢者医療保険基盤安定県負担金 △4,636
				2	2,505	児童福祉費負担金
						子どものための教育・保育給付費県費負担金 2,957
4	12,973	△2,214	10,759	1	△2,214	農林水産業費県負担金 地籍調査負担金 △2,214
計	725,450	2,724	728,174			

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

1	128,590	5,738	134,328	1	5,738	総務費県補助金 総務管理費補助金	電源立地地域対策交付金 △64
							南砺福光高校跡地活用支援補助金 4,452
							路線対策費運行費補助金 1,350
2	279,680	3,028	282,708	1	△2,767	民生費県補助金 社会福祉費補助金	重度心身障害者医療費補助金 △2,000
							地域生活支援事業補助金 △767

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
(2 民生費県補助金)				2	5,795	乳児・幼児及び妊産婦医療補助金	1,920
				児童福祉費補助金		乳児・幼児及び妊産婦医療事務補助金	752
						放課後児童健全育成補助金	595
						とやまっ子 子育て支援サービス普及事業補助金	△300
						富山県子ども・子育て支援施設整備補助金	2,257
						施設型給付費等補助金	571
3	10,620	△663	9,957	1	△663	がん対策補助金	△247
衛生費県補助金				保健衛生費補助金		出産・子育て応援事業交付金(県)	△416
4	617,137	△25,929	591,208	1	△17,379	経営所得安定対策推進指導費補助金	△8,095
農林水産業費県補助金				農業費補助金		稼げる! とやまの園芸産地支援事業補助金	△586
						中山間地域等直接支払交付金	△1,039
						農地利用最適化交付金	500
						多面的機能支払交付金	△7,659

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(4 農林水産業費県補助金)						富山県女性の就農環境整備事業補助金 △500
				3	△8,550	県単林道整備補助金 △3,550
						とやまの森づくり整備事業補助金 △5,000
6 土木費県補助金	17,840	△1,878	15,962	1	△55	地域ぐるみ除排雪促進補助金 △55
				2	△1,323	景観づくり事業補助金 △1,323
				3	△500	木造住宅耐震改修支援事業費補助金 △500
8 教育費県補助金	31,390	△3,262	28,128	3	△289	地域ぐるみこころの教育推進補助金 △289
				4	△2,973	文化財保存整備費補助金 △2,973
計	1,244,938	△22,966	1,221,972			

第 17 款 県支出金

第 3 項 県委託金

1 総務費県委託金	107,569	△15,477	92,092	2	3,800	県民税徴収取扱委託金 3,800
				5	△19,277	県議会議員選挙委託金 △19,277

第 17 款 県支出金

第 3 項 県委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 土木費県委託金	3,500	△178	3,322	2 都市計画費委託金	△178	都市計画基礎調査業務委託金 △178
6 教育費県委託金	89,266	△1,390	87,876	3 中学校費委託金	△1,390	地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金 △1,390
計	204,107	△17,045	187,062			

第 18 款 財産収入

第 1 項 財産運用収入

2 利子及び配当金	62,683	382	63,065	1 利子及び配当金	382	国際交流基金利子 23
						すこやか子育て基金利子 1
						過疎地域自立促進基金利子 198
						商工観光振興基金利子 866
						こども未来創造基金利子 78
						新型コロナウイルス感染症対策基金利子 △794
						南砺応援基金利子 10
計	90,606	382	90,988			

第 19 款 寄附金

第 1 項 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 指定寄附金	21,540	135,936	157,476	9 教育費寄附金	12,970	図書費寄附金 10,000 芸術文化寄附金 2,970
				14 まち・ひと・しごと創 生寄附金	116,750	まち・ひと・しごと創生寄附金 116,750
				16 ふるさと寄附金（ガバ メントクラウドファン ディング）	6,216	ふるさと寄附金（ガバメントクラウドファンディング） 6,216
				計	121,610	135,936

第 20 款 繰入金

第 1 項 繰入金

1 基金繰入金	3,108,522	△1,471,522	1,637,000	1 財政調整基金繰入金	△970,000	財政調整基金繰入金 △970,000
				2 減債基金繰入金	△300,000	減債基金繰入金 △300,000
				10 施設等整備基金繰入金	△3,200	施設等整備基金繰入金 △3,200
				12 過疎地域自立促進基金 繰入金	△70,700	過疎地域自立促進基金繰入金 △70,700

第 20 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明			
				区分	金額				
(1 基金繰入金)				27		すこやか子育て基金繰入金			
				すこやか子育て基金繰入金	△13,600		△13,600		
				28			地方創生推進基金繰入金		
				地方創生推進基金繰入金	△85,779			△85,779	
				30				商工観光振興基金繰入金	
				商工観光振興基金繰入金	△45,200				△45,200
				31					こども未来創造基金繰入金
こども未来創造基金繰入金	△800	△800							
33		新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金							
新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	17,657		17,657						
34			南砺応援基金繰入金						
南砺応援基金繰入金	100			100					
2	0			116,953	116,953	1	116,953	介護事業特別会計繰入金	
他会計繰入金						後期高齢者医療事業特別会計繰入金		54,019	
						国民健康保険診療所事業特別会計繰入金		53,244	
計	3,108,522	△1,354,569		1,753,953					

第 21 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 繰越金	431,520	1,919,212	2,350,732	1 前年度繰越金	1,919,212	前年度繰越金 1,919,212
計	431,520	1,919,212	2,350,732			

第 22 款 諸収入

第 4 項 受託事業収入

4 農林水産業費受託事業 収入	24,194	△11,330	12,864	2 林業費受託事業収入	△11,330	森林整備センター造林受託事業収入 △11,330
計	115,987	△11,330	104,657			

第 22 款 諸収入

第 5 項 雑入

1 雑入	496,399	△6,537	489,862	1 総務管理費雑入	1,767	会計年度任用職員雇用保険料 1,767
				4 民生費雑入	△5,549	生活保護費雑入 451
						地域支援事業雑入 △2,500
						保健福祉事業雑入 △3,500
5 衛生費雑入	△2,438	健康診査費雑入 △1,866				

第 22 款 諸収入

第 5 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(1 雑入)						予防接種費雑入 △572
				6	43	農林水産業費雑入 農業費雑入 43
				13	△360	教育費雑入 美術館費雑入 △360
計	496,399	△6,537	489,862			

第 23 款 市債

第 1 項 市債

1 総務債	50,600	136,400	187,000	1 総務管理債	136,400	過疎地域自立促進基金積立（過疎債） 企画ソフト事業（過疎債） 車両購入事業（過疎債）	139,900 △100 △3,400
2 民生債	447,500	△100,100	347,400	1 社会福祉債	△100,100	高齢者保健福祉施設整備（過疎債） 社会福祉施設整備（過疎債）	△19,300 △80,800
3 衛生債	45,400	△1,400	44,000	1 保健衛生債	△1,400	地域医療再生事業（過疎ソフト）	△1,400
4 農林水産業債	175,200	124,100	299,300	1 農業債	△6,600	農業用機械整備（過疎債）	△6,600
				2 農地債	133,500	公共事業等債（農業農村整備事業分）	133,500

第 23 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(4 農林水産業債)				3 林業債	△2,800	林道整備 (辺地債) △2,800
5 商工債	96,300	△6,600	89,700	1 観光施設債	△5,900	観光施設整備 (過疎債) △5,900
				3 商工事業債	△700	商工ソフト事業 (過疎債) △700
6 土木債	965,000	7,200	972,200	1 道路橋梁債	7,200	市道整備 (過疎債) 3,000
						除雪機械整備 (辺地債) 1,000
						除雪機械整備 (過疎債) △11,000
						道路維持 (辺地債) 800
						道路維持 (過疎債) 4,600
						消融雪施設整備 (過疎債) 8,800
8 教育債	594,900	△37,200	557,700	1 小学校債	△20,500	スクールバス整備事業 (過疎債) △16,400
						学校教育施設整備事業 (過疎債) △4,100
				2 中学校債	△14,900	学校教育施設整備事業 (過疎債) △14,900
				7 学校教育事業債	△1,800	学校教育ソフト事業 (過疎債) △1,800

第 23 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
12 臨時財政対策債	184,000	△163,627	20,373	1 臨時財政対策債	△163,627	臨時財政対策債 △163,627
17 緊急自然災害防止対策事業債	84,200	4,100	88,300	1 緊急自然災害防止対策事業債	4,100	緊急自然災害防止対策事業債（土地改良事業） 4,100
18 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	26,000	38,400	64,400	1 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	38,400	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（土地改良事業） 38,400
計	2,838,300	1,273	2,839,573			

3. 歳出

第 1 款 議会費

第 1 項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区 分	金額			特定財源				一般財源		
								国県支出金	地方債	その他				
1 議会費	217,475	△5,223	212,252	1	△3,260	1	△3,260				△3,260	補正前額 / 補正額 / 補正後額 141,641 / △3,260 / 138,381 議員報酬 △1人 △3,260		
				8		4							補正前額 / 補正額 / 補正後額 21,380 / △1,963 / 19,417 事務費 5 議員旅費 △1,418 議員政務活動費 △550	
				旅費	△1,418	4	△1,963							
				18 負担金補助及び 交付金	△545	費								
				計		△5,223				△5,223				
計	217,475	△5,223	212,252			△5,223				△5,223				

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

1 一般管理費	1,025,440	4,117	1,029,557	1	117	1	4,000				4,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 889,698 / 4,000 / 893,698 退職手当組合特別負担金 4,000
				18		2						
				負担金補助及び 交付金	4,000	一般管理費	117					
				計		4,117					4,117	
2 人事管理費	52,865	△4,350	48,515	1	1,654	1	△4,350			(繰入) △700	△5,417	補正前額 / 補正額 / 補正後額 52,865 / △4,350 / 48,515 会計年度任用職員 ・報酬 3人 1,654
				2 給料	△1,654					(諸収) 1,767		

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(2 人事管理費)				8 旅費	△1,857						・ 給料 △1人 △1,654	
				10 需用費	△700						職員研修等旅費 △1,857	
				12 委託料	△1,003						感染症対策物品購入 △700	
				18 負担金補助及び 交付金	△790						職員健康診断業務委託料 △804	
											職員人間ドック業務委託料 △199	
											職員研修負担金 △790	
6 財産管理費	249,680	△3,400	246,280	12 委託料	△2,510	2 市有車管理費	△3,400				補正前額 / 補正額 / 補正後額 31,659 / △3,400 / 28,259	
				17 備品購入費	△890						マイクロバス運行業務委託料 △2,510	
											庁用車購入 △890	
7 企画費	140,790	△3,484	137,306	12 委託料	△3,484	2 企画費	△3,484	(国) △100	(地) △100	(寄附) △1,300 (繰入) △9,300	補正前額 / 補正額 / 補正後額 29,009 / △3,484 / 25,525	
											官学連携共同研究業務委託料 △200	
											総合計画市民意識調査業務委託料 △2,784	
											全国過疎問題シンポジウム開催業務委託料 △500	
						4 交流費	0			(繰入) 100	補正前額 / 補正額 / 補正後額 48,605 / 0 / 48,605	
											財源振替	

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(7 企画費)						11 旧福光高校活 用費	0	(県) 4,452			△4,452	補正前額 / 補正額 / 補正後額 8,483 / 0 / 8,483 財源振替
						計	△3,484	4,352	△100	△10,500	2,764	
8 協働のまちづく り費	317,337	0	317,337			6 住民自治推進 費	0			(繰入) △800	800	補正前額 / 補正額 / 補正後額 294,172 / 0 / 294,172 財源振替
10 エコビレッジ推 進費	58,082	△1,850	56,232	1 報酬 8 旅費 18 負担金補助及び 交付金	△180 △670 △1,000	1 エコビレッジ 推進費	△1,850			(繰入) △1,200	△650	補正前額 / 補正額 / 補正後額 17,050 / △1,850 / 15,200 政策参与 ・報酬 △180 ・費用弁償 △670 地域循環型展開事業補助金 △1,000
						2 ゼロカーボン シティ推進費	0	(国) △1,240			1,240	補正前額 / 補正額 / 補正後額 41,032 / 0 / 41,032 財源振替
						計	△1,850	△1,240		△1,200	590	
11 電算管理費	316,187	△33,467	282,720	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 12 委託料	△924 △238 △236 △6,438	1 電算管理費	△30,393	(国) 1,084		(繰入) △374	△31,103	補正前額 / 補正額 / 補正後額 210,980 / △30,393 / 180,587 会計年度任用職員 ・給料 △924 ・職員手当 △238 ・社会保険料 △236 システム等管理業務委託料 △6,438 システム使用料 △4,301

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
(11 電算管理費)				13	△6,215	2 インターネット ト費	△3,074			(繰入) △1,914	△1,160	番号利用事務系端末購入	△18,256
				使用料及び賃借料								補正前額 / 補正額 / 補正後額	
				17								105,207 / △3,074 / 102,133	
				備品購入費								システム使用料	△1,914
				18								デジタル人材活用負担金	△1,160
				18	△1,160	計	△33,467	1,084	△2,288	△32,263			
12 生活安全対策費	19,165	71	19,236	18 負担金補助及び 交付金	71	1 防犯対策費	71				71	補正前額 / 補正額 / 補正後額 8,445 / 71 / 8,516 住宅街等防犯設備設置事業補助金	71
13 公共交通費	315,673	△36,464	279,209	12	△3,751	1 公共交通費	△1,629	(国) △3,557		(繰入) △1,800	3,728	補正前額 / 補正額 / 補正後額	
				17								62,354 / △1,629 / 60,725	
				備品購入費								市営バスデマンド実証運行業務委託料	△1,629
				18								△29,325	3 バス路線対策 費
				負担金補助及び 交付金	△29,325	4 市営バス運行 管理費	△2,122	(県) 1,350		△3,472	68,249 / △29,325 / 38,924 バス路線対策費等補助金	△29,325	
												補正前額 / 補正額 / 補正後額	
												114,219 / △2,122 / 112,097 運行業務等委託料	△2,212
												成出城端線増便運行業務委託料	90

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(13 公共交通費)						5 市営バス車両 管理費	△3,388		(地) △3,400		12 70,851 / △3,388 / 67,463 バス購入 △3,388	
						計	△36,464	△2,207	△3,400	△1,800	△29,057	
25 定住推進費	201,316	4,387	205,703	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 13 使用料及び賃借 料 18 負担金補助及び 交付金	△2,600 △414 △957 △1,200 △1,100 11,698	1 定住推進費	4,387	(国) 1,995		(繰入) △68,300	70,692 158,115 / 4,387 / 162,502 地域おこし協力隊事業 ・給料 △2,600 ・職員手当 △414 ・社会保険料 △957 ・費用弁償 △983 ・事務費 △1,100 ・住居賃借料、インターネット使用料 △1,040 移住コンシェルジュ旅費 △217 定住奨励金 21,500 住みたい南砺応援金 △7,800 奨学金返還支援金 △2,002	
						2 空き家対策費	0			(繰入) △22,100	22,100 43,201 / 0 / 43,201 財源振替	
						計	4,387	1,995		△90,400	92,792	
26 総務施設管理費	169,529	△15,000	154,529	12 委託料	△300	1 総務施設管理	△15,000				△15,000 152,501 / △15,000 / 137,501	

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(26 総務施設 管理費)				14 工事請負費	△14,700	費					公共施設解体設計業務委託料 △300 公共施設解体工事 △14,700	
計	3,265,846	△89,440	3,176,406				△89,440	3,984	△3,500	△105,921	15,997	

第 2 款 総務費

第 2 項 徴税費

1 税務総務費	139,327	0	139,327			2 給与費（税務 総務費）	0	(県) 3,800			△3,800	補正前額 / 補正額 / 補正後額 133,034 / 0 / 133,034 財源振替
計	248,526	0	248,526				0	3,800			△3,800	

第 2 款 総務費

第 3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台 帳費	162,495	△5,544	156,951	3 職員手当等 10 需用費 11 役務費	△2,189 △1,312 △2,043	2 戸籍住民基本 台帳費	△5,544	(国) △5,530			△14	補正前額 / 補正額 / 補正後額 109,768 / △5,544 / 104,224 個人番号カード交付事業 ・職員手当 △2,189 ・事務費 △347 ・休日開庁案内チラシ印刷 △965 ・通信費 △2,043
計	162,495	△5,544	156,951				△5,544	△5,530			△14	

第 2 款 総務費

第 4 項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
5 県議会議員選挙 費	20,707	△19,277	1,430	1 報酬	△4,839	1 県議会議員選 挙費	△19,277	(県)			補正前額 / 補正額 / 補正後額 20,707 / △19,277 / 1,430 投開票管理者・立会人等報酬 △3,497 会計年度任用職員報酬 △5人 △1,342 職員手当 △10,999 選挙管理委員費用弁償 △3 投開票所等使用料 △1,432 開票所設営業務等委託料 △455 事務費 △1,549	
				3 職員手当等	△10,999							
				8 旅費	△3							
				10 需用費	△1,179							
				11 役務費	△370							
				12 委託料	△455							
				13 使用料及び賃借 料	△1,432							
計	21,158	△19,277	1,881				△19,277	△19,277				

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,581,944	△9,321	1,572,623	3 職員手当等	△208	4 社会福祉施設 運営費	1,961				1,961	補正前額 / 補正額 / 補正後額 139,141 / 1,961 / 141,102 いなみ交流館ラフォーレ指定管理料 1,693 くろば温泉指定管理料 △555 井口体験交流センター指定管理料 823
				10 需用費	△68							
				11 役務費	△720							

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
(1 社会福祉 総務費)				12 委託料	△4,339	5 国民健康保険 事業特別会計	4,060	(国) 1,360			△1,329	補正前額 / 補正額 / 補正後額 329,208 / 4,060 / 333,268	
				18 負担金補助及び 交付金	△9,420	繰出金		(県) 4,029					繰出金 4,060
				27 繰出金	5,434	6 国民健康保険 診療所事業特 別会計繰出金	1,374			(繰入) △79	1,453	補正前額 / 補正額 / 補正後額 179,837 / 1,374 / 181,211	
				繰出金		15 電力・ガス・ 食料品等価格 高騰緊急支援 給付金給付費	△16,716	△16,716	(国)			補正前額 / 補正額 / 補正後額 371,249 / △16,716 / 354,533	
				計	△9,321		△11,327			△79	2,085	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支 援給付金 ・職員手当 △208 ・事務費 △68 ・通信費 △627 ・口座振込等手数料 △93 ・システム改修等業務委託料 △6,300 ・給付金 △9,420	
3 生活保護費	107,758	△13,923	93,835	12 委託料	△3,305	1 生活保護更生 指導費	△3,903	(国) 3,149			△7,052	補正前額 / 補正額 / 補正後額 22,603 / △3,903 / 18,700	
				13 使用料及び賃借 料	△598							生活保護業務システム ・医療扶助オンライン資格確認導入業 務等委託料 △3,305	

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
(3 生活保護費)				19 扶助費	△10,020							・システム使用料 △598	
						2 生活保護扶助費	△10,020	(県) 290		(諸収) 451	△10,761	補正前額 / 補正額 / 補正後額 84,975 / △10,020 / 74,955	
												生活扶助費 △1,240 医療扶助費 △8,180 介護扶助費 △600	
						計	△13,923	3,439		451	△17,813		
4 老人福祉費	1,722,434	△61,081	1,661,353	12 委託料	△2,500	1 高齢者福祉推進費(単独)	0	(国) 2,842		(繰入) △4,600	1,758	補正前額 / 補正額 / 補正後額 103,069 / 0 / 103,069	
				17 備品購入費	△8,740	3 高齢者保護措置費	△4,000						補正前額 / 補正額 / 補正後額 84,349 / △4,000 / 80,349
				18 負担金補助及び交付金	△17,752	5 高齢者施設運営費	△22,992		(地) △19,300		△3,692	補正前額 / 補正額 / 補正後額 219,379 / △22,992 / 196,387	
				19 扶助費	△4,000							旅川デイサービスセンター昇降式介護浴槽購入 △3,669	
				27 繰出金	△28,089							特別養護老人ホームいなみ昇降式介護浴槽購入 △5,071 特別養護老人ホーム福寿園落雷修繕負担金 748 社会福祉法人助成事業補助金 △15,000	

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(4 老人福祉費)						6 介護予防事業費	△3,500			(諸収) △3,500		補正前額 / 補正額 / 補正後額 79,799 / △3,500 / 76,299 サービスB事業補助金 △3,500
						8 在宅介護支援事業費	△2,500			(諸収) △2,500		補正前額 / 補正額 / 補正後額 42,509 / △2,500 / 40,009 見守り配食サービス業務委託料 △2,500
						16 介護事業特別会計繰出金	5,300				5,300	補正前額 / 補正額 / 補正後額 96,877 / 5,300 / 102,177 繰出金 5,300
						17 後期高齢者医療事業特別会計繰出金	△33,389	(県) △4,636			△28,753	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,016,913 / △33,389 / 983,524 繰出金 △33,389
						計	△61,081	△1,794	△19,300	△10,600	△29,387	
5 介護保険費	1,018,511	△47,891	970,620	18 負担金補助及び交付金	△47,891	1 介護保険事業費	△47,891				補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,018,511 / △47,891 / 970,620 砺波地方介護保険組合負担金 △47,891	
6 心身障害者福祉費	1,752,893	△81,107	1,671,786	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費	△2,268 △294 △409	1 地域生活支援事業費	△3,067	(国) △1,533 (県) △767			補正前額 / 補正額 / 補正後額 69,890 / △3,067 / 66,823 会計年度任用職員 ・報酬 △1人 △2,268 ・職員手当 △1人 △294 ・社会保険料 △409	

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明																							
				区 分	金額			特定財源				一般財源																						
								国県支出金	地方債	その他																								
(6 心身障害者福祉費)				8	△96	2	△85,040	(国)	235	△80,800	△4,475	・費用弁償	△96																					
				旅費								△85,040	3	11,000	(国)	5,500	(県)	2,750	2,750	補正前額 / 補正額 / 補正後額														
				18																7,000	4	△4,000	(県)	△2,000	△2,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額								
				負担金補助及び 交付金																						△85,040	4	△4,000	(県)	△2,000	△2,000	162,485 / △4,000 / 158,485	重度心身障害者等医療費	△4,000
				19																												7,000	4	△4,000
扶助費	7,000	4	△4,000	(県)	△2,000	△2,000	2,750	自立支援給付費	11,000																									
計																																		
計	6,356,329	△213,323	6,143,006				△81,107	4,185	△80,800		△4,492																							

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

1	421,745	△3,299	418,446	1	△104	2	△11,224	(国)		(繰入)	558	補正前額 / 補正額 / 補正後額												
児童福祉総務費				7		報償費		△396		児童育成費		△11,224	△412		△11,370	103,969 / △11,224 / 92,745								
																8	旅費	△109					こどもの権利条例事業	
																							8	旅費
	8	旅費	△109								・委員謝礼	△396												
											8	旅費	△109									・委員旅費	△109	

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明			
				区 分	金額			特定財源			一般財源				
								国県支出金	地方債	その他					
(1 児童福祉 総務費)				13 使用料及び賃借 料	△215							・ 会場使用料 △215 高校生通学支援金 △7,400 出生祝い金 △3,000			
				18 負担金補助及び 交付金	△7,400	5 こども妊産婦 医療費給付費	9,225	(県)	2,672			6,553	補正前額 / 補正額 / 補正後額 149,804 / 9,225 / 159,029 こども妊産婦医療費給付費 9,225		
				19 扶助費	4,925	6 とやまっ子 子育て支援サ ービス普及事 業費	△300	(県)	△300				補正前額 / 補正額 / 補正後額 3,745 / △300 / 3,445 とやまっ子子育て応援券事業補助金 △300		
						11 子育て応援事 業費	△1,000	(国)	△666				△168	補正前額 / 補正額 / 補正後額 11,556 / △1,000 / 10,556 子育て応援支援金 △1,000	
										(県)	△166				
								計	△3,299		1,128		△11,370	6,943	
2 児童措置費	658,096	△9,691	648,405	3 職員手当等	△338	2 児童扶養手当 給付費	△4,915	(国)	△1,644			補正前額 / 補正額 / 補正後額 77,770 / △4,915 / 72,855 児童扶養手当給付費 △4,930 令和4年度児童扶養手当国庫負担金返 還金 15			
				10 需用費	△163										
				11 役務費	△366	6 児童手当給付 費	△4,790	(国)	△4,145				△193	補正前額 / 補正額 / 補正後額 549,850 / △4,790 / 545,060 児童手当給付費 △4,790	
				18 負担金補助及び 交付金	△950			(県)	△452						

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(2 児童措置費)				19 扶助費	△9,720	8 子育て世帯生活支援特別給付金	14	(国)			1,831	補正前額 / 補正額 / 補正後額 30,196 / 14 / 30,210 子育て世帯生活支援特別給付金 ・職員手当 △338 ・事務費 △192 ・通信費 △337 ・給付金 △950 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金補助金返還金 1,831
				22 償還金利息及び割引料	1,846			計				
3 児童館費	104,407	0	104,407			2 放課後児童クラブ費	0	(国) 2,852 (県) 2,852			△5,704	補正前額 / 補正額 / 補正後額 66,053 / 0 / 66,053 財源振替
4 子育て支援センター費	45,804	0	45,804			2 子育て支援センター費	0			(繰入) △530	530	補正前額 / 補正額 / 補正後額 54,812 / 0 / 54,812 財源振替
5 保育実施費	2,004,588	14,613	2,019,201	12 委託料	1,026	2 保育園費	1,868			(寄附) 1,100	768	補正前額 / 補正額 / 補正後額 850,389 / 1,868 / 852,257 令和4年度子ども・子育て支援交付金返還金 1,868
				19 扶助費	11,719			9 施設型給付等支援費	12,745	(国) 6,893 (県) 3,528		

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(5 保育実施費)												市内私立認定こども園施設型給付費
												7,154
												市外認定こども園施設型給付費
												3,061
												認可外保育施設に通う子どもにかかる
												利用料支援事業補助金
												1,504
						計	14,613	10,421		1,100	3,092	
計	3,284,624	1,623	3,286,247				1,623	9,195		△10,800	3,228	

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	1,408,599	△30,492	1,378,107	18	△28,692	3	△33,565				△33,565	補正前額 / 補正額 / 補正後額	
				負担金補助及び		病院事業会計						1,198,181 / △33,565 / 1,164,616	
				交付金		繰出金						繰出金	△33,565
				23	△1,800	4	0	(国)	(地)	1,975	補正前額 / 補正額 / 補正後額		
			投資及び出資金	地域医療推進		△575		△1,400	20,319 / 0 / 20,319				
				費					財源振替				
						6	3,073			3,073	補正前額 / 補正額 / 補正後額		
						保健衛生施設					11,098 / 3,073 / 14,171		
						負担金					公立南砺中央病院木質バイオマスボイ		
											ラー維持管理負担金	3,073	
						計	△30,492	△575	△1,400	△28,517			
2 予防費	312,438	△41,117	271,321	3	△609	2	△23,491	(国)		(繰入)	△18,307	補正前額 / 補正額 / 補正後額	
				職員手当等		予防接種費		△292	△4,320	175,918 / △23,491 / 152,427			
				7	△5,645					(諸収)		こどもの予防接種業務委託料	
				報償費					△572		△16,163		

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(2 予防費)				10 需用費	△1,372							高齢者の予防接種業務委託料 △1,989 風しん予防接種業務委託料 △1,019 小中学生インフルエンザ予防接種助成 扶助費 △4,140 妊婦インフルエンザ予防接種助成扶助 費 △180
				12 委託料	△29,171							
				19 扶助費	△4,320							
				4 新型コロナウ イルスワクチ ン接種費	△17,626	(国)	△17,626				補正前額 / 補正額 / 補正後額 122,528 / △17,626 / 104,902 職員手当 △609 医師、看護師、薬剤師謝礼 △5,645 事務費 △1,000 接種案内印刷 △372 ワクチン接種業務委託料 △10,000	
				計	△41,117		△17,918			△4,892	△18,307	
4 上水道費	317,872	4,015	321,887	18 負担金補助及び 交付金	4,015	1 水道事業会計 繰出金	4,015				4,015	補正前額 / 補正額 / 補正後額 317,872 / 4,015 / 321,887 水道事業会計負担金 4,015
5 健康増進対策費	91,464	△10,973	80,491	12 委託料	△10,973	1 疾病予防対策 費	△10,973	(県)	△247	(寄附) 1,000 (繰入) △200 (諸収) △1,866	△9,660	補正前額 / 補正額 / 補正後額 84,523 / △10,973 / 73,550 がん検診等業務委託料 △10,973

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
6 母子保健費	75,667	△16,893	58,774	12	△6,343 △10,550	1	△9,050			(繰入) △6,300	△2,750	補正前額 / 補正額 / 補正後額 26,142 / △9,050 / 17,092 不妊治療費助成金 △9,050	
				19		2						補正前額 / 補正額 / 補正後額 34,469 / △6,343 / 28,126 妊婦健康診査業務委託料 △6,343	
				扶助費		5			(国) △1,000 (県) △250			△250	補正前額 / 補正額 / 補正後額 11,565 / △1,500 / 10,065 出産応援支援金 △1,500
						計		△16,893	△1,250			△6,300	△9,343
計	2,213,391	△95,460	2,117,931			△95,460	△19,990	△1,400	△12,258	△61,812			

第 4 款 衛生費

第 2 項 環境費

2 環境衛生費	715,002	△39,700	675,302	10	△32,700 △1,800 △5,200	1	△34,500				△34,500	補正前額 / 補正額 / 補正後額 609,877 / △34,500 / 575,377 指定ごみ袋作成費 △32,700 指定ごみ袋取扱手数料 △1,800
				11		2			(繰入) △900	△400		補正前額 / 補正額 / 補正後額 34,335 / △1,300 / 33,035 剪定枝等集積・再資源化業務委託料 △1,300
				役務費		資源再利用等 推進費						

第 4 款 衛生費

第 2 項 環境費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(2 環境衛生費)						4 豪雨災害対策費 (環境費)	△3,900				△3,900	補正前額 / 補正額 / 補正後額 17,050 / △3,900 / 13,150 令和 5 年 7 月豪雨災害 ・ 倒壊家屋等撤去処分業務委託料 △3,900
						計	△39,700			△900	△38,800	
計	817,454	△39,700	777,754				△39,700			△900	△38,800	

第 5 款 労働費

第 1 項 労働諸費

1 労働諸費	85,629	△35,700	49,929	18 負担金補助及び 交付金	△35,700	1 勤労者労務対 策費	△35,700			(繰入) △35,700		補正前額 / 補正額 / 補正後額 49,629 / △35,700 / 13,929 市内企業就職奨励事業補助金 △18,000 民間賃貸住宅家賃支援事業補助金 △17,700
計	85,629	△35,700	49,929				△35,700			△35,700		

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

2 農業委員会費	30,847	0	30,847			5 機構集積支援 事業費	0	(県) 500			△500	補正前額 / 補正額 / 補正後額 3,344 / 0 / 3,344 財源振替
-------------	--------	---	--------	--	--	--------------------	---	------------	--	--	------	--

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区 分	金額			特定財源				一般財源		
								国県支出金	地方債	その他				
3 農業振興費	676,720	△34,776	641,944	17	△6,813	1	0	(国)	1,486	(繰入)		補正前額 / 補正額 / 補正後額 2,816 / 0 / 2,816 財源振替		
				備品購入費		農業振興対策費		(繰入)		△1,486				
				18	△28,006	5	△11,836	(国)	3,134	(繰入)		△6,918		補正前額 / 補正額 / 補正後額 51,972 / △11,836 / 40,136 経営所得安定対策推進指導費等補助金 △8,095 ナラシ対策積立金緊急助成事業補助金 △3,784 機構集積協力金返還金 43
				負担金補助及び 交付金		米総合対策推 進費		(県)		△8,095				
				22	43	6		(国)	4,322	(繰入)		△4,322		補正前額 / 補正額 / 補正後額 18,649 / 0 / 18,649 財源振替
				償還金利子及び 割引料		水田農業経営 体活性化対策 費		(繰入)		△500				
						7		(国)	△2,298	(繰入)		△500		補正前額 / 補正額 / 補正後額 42,275 / 0 / 42,275 財源振替
		8				(繰入)		△3,300	261	補正前額 / 補正額 / 補正後額 26,570 / △3,039 / 23,531 農業人材活躍促進重点事業補助金 △3,039				
		12		(県)	△1,039				△321	補正前額 / 補正額 / 補正後額 159,091 / △1,360 / 157,731 中山間地域等直接支払交付金 △1,360				

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(3 農業振興費)						16 特産物振興対策費	△1,630	(県) △1,086		(繰入) △400	△144	補正前額 / 補正額 / 補正後額 20,131 / △1,630 / 18,501 稼げる！とやまの園芸産地支援事業 ・園芸収益力強化推進事業補助金 △880 富山県女性の就農環境整備事業補助金 △750
						18 都市農村交流対策費	0			(繰入) △300	300	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,070 / 0 / 1,070 財源振替
						20 中山間地域対策費	△6,813		(地) △6,600		△213	補正前額 / 補正額 / 補正後額 21,523 / △6,813 / 14,710 農業用機械購入 △6,813
						21 多面的機能支払交付金費	△10,098	(県) △7,659			△2,439	補正前額 / 補正額 / 補正後額 306,072 / △10,098 / 295,974 多面的機能支払交付金 △10,098
						計	△34,776	△11,235	△6,600	△17,183	242	
4 畜産振興費	13,603	△2,040	11,563	18 負担金補助及び交付金	△2,040	1 畜産振興対策費	△2,040	(国) 1,190		(繰入) △3,230		補正前額 / 補正額 / 補正後額 12,887 / △2,040 / 10,847 自給飼料生産支援事業補助金 △1,060 畜産飼料等高騰対策支援事業補助金 △980
計	831,420	△36,816	794,604				△36,816	△9,545	△6,600	△20,413	△258	

第 6 款 農林水産業費

第 2 項 農地費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 農地総務費	251,605	164,205	415,810	18 負担金補助及び 交付金	164,205	4 県営土地改良 費	173,156		(地) 171,900		1,256	補正前額 / 補正額 / 補正後額 134,978 / 173,156 / 308,134 県営土地改良事業負担金 173,156
						5 県単土地改良 費	0		(地) 4,100		△4,100	補正前額 / 補正額 / 補正後額 38,184 / 0 / 38,184 財源振替
						8 豪雨災害対策 費（農地費）	△8,951				△8,951	補正前額 / 補正額 / 補正後額 25,500 / △8,951 / 16,549 令和 5 年 7 月豪雨災害 ・ 市単独土地改良事業補助金 △8,951
						計	164,205		176,000		△11,795	
計	257,936	164,205	422,141			164,205		176,000		△11,795		

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

2 林業振興費	176,517	△16,330	160,187	12 委託料	△16,330	5 森林整備セン ター造林費	△11,330			(財運) △11,330		補正前額 / 補正額 / 補正後額 25,547 / △11,330 / 14,217 分収造林整備業務委託料 △11,330
						6 里山再生整備 事業費	△5,000	(県) △5,000			補正前額 / 補正額 / 補正後額 9,611 / △5,000 / 4,611 里山管理計画策定業務委託料 △500 森林整備業務委託料 △4,500	
						計	△16,330	△5,000		△11,330		

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
3 林道費	136,398	△7,200	129,198	14 工事請負費	△7,200	4 団体営林道整備費	0			(寄附) 1,250	△1,250	補正前額 / 補正額 / 補正後額 44,333 / 0 / 44,333 財源振替
						5 県単林道整備費	△7,200	(県) △3,550	(地) △2,800		△850	補正前額 / 補正額 / 補正後額 20,000 / △7,200 / 12,800 林道改良工事 △7,200
						計	△7,200	△3,550	△2,800	1,250	△2,100	
5 緑化推進費	64,933	1,857	66,790	12 委託料	1,857	2 園芸植物園管理運営費	1,305				1,305	補正前額 / 補正額 / 補正後額 33,257 / 1,305 / 34,562 指定管理料 1,305
						3 カイニョと椿の森管理費	552				552	補正前額 / 補正額 / 補正後額 17,267 / 552 / 17,819 指定管理料 552
						計	1,857				1,857	
8 地籍調査費	20,672	△2,232	18,440	12 委託料	△2,232	1 地籍調査事業費	△2,232	(県) △2,214		△18	補正前額 / 補正額 / 補正後額 20,672 / △2,232 / 18,440 地籍調査業務委託料 △2,232	
計	556,260	△23,905	532,355				△23,905	△10,764	△2,800	△10,080	△261	

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

2 商工振興費	614,043	△31,626	582,417	12 委託料	△3,000	1 地域産業振興	0			(寄附) 4,410	△3,910	補正前額 / 補正額 / 補正後額 87,136 / 0 / 87,136
------------	---------	---------	---------	-----------	--------	-------------	---	--	--	---------------	--------	--

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(2 商工振興費)				18 負担金補助及び 交付金	△28,626	事業費				(繰入) △500		財源振替
						2 伝統的工芸産 業振興費	△7,750	(国) 10,269	(地) △700	(繰入) △19,540	2,221	補正前額 / 補正額 / 補正後額 23,868 / △7,750 / 16,118 伝統的工芸品購入・再生促進キャンペ ーン実施業務委託料 △3,000 伝統的工芸品産業事業継続支援補助金 △4,030 五箇山和紙まつり (ちぎり絵展) 補助 金 △720
						3 商工振興費	△3,346	(国) 28,476		(繰入) △41,543	9,721	補正前額 / 補正額 / 補正後額 210,555 / △3,346 / 207,209 GOTOなんと商店街事業補助金 △1,475 中小企業等事業再構築促進補助金 △1,871
						4 中小企業金融 対策費	△20,530			(繰入) △20,530		補正前額 / 補正額 / 補正後額 292,484 / △20,530 / 271,954 新型コロナウイルス感染症関連融資利 子補給金 △20,530
						計	△31,626	38,745	△700	△77,703	8,032	
3 観光費	172,950	0	172,950			1 観光推進費	0			(繰入) △12,500 (他) △1,200	13,700	補正前額 / 補正額 / 補正後額 172,950 / 0 / 172,950 財源振替

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
4 企業立地推進費	81,583	△3,609	77,974	12 委託料	△3,609	1 企業立地推進費	0	(国) 1,646	(寄附) 382 (繰入) △5,200	3,172	補正前額 / 補正額 / 補正後額 49,199 / 0 / 49,199 財源振替	
						2 PLAY EARTH PARK推進費	△3,609		(繰入) △2,500	△1,109	補正前額 / 補正額 / 補正後額 19,195 / △3,609 / 15,586 地域未来投資促進計画策定業務委託料 △3,609	
						計	△3,609	1,646	△7,318	2,063		
5 商工観光施設維持費	703,520	△4,381	699,139	10 需用費	△5,205	1 商工施設維持費	380			380	補正前額 / 補正額 / 補正後額 75,747 / 380 / 76,127 指定管理料 380	
						11 役務費	△294					
						12 委託料	6,713			△1,770	補正前額 / 補正額 / 補正後額 81,649 / △1,770 / 79,879 利賀活性化施設維持管理費 △1,770	
						13 使用料及び賃借料	△659		(地) △5,900	1,325	補正前額 / 補正額 / 補正後額 256,677 / △4,575 / 252,102 たいらスキー場指定管理料 1,370 I O X - A R O S A スキー場圧雪車購入 △6,226	
						17 備品購入費	△6,226					
						18 負担金補助及び交付金	1,290				令和6年能登半島地震 ・イオックス・アローザ交流施設修繕負担金 281	

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(5 商工観光 施設維持費)						37 国民宿舎管理 費	2,792				2,792	補正前額 / 補正額 / 補正後額 29,082 / 2,792 / 31,874 五箇山荘 ・指定管理料 2,049 ・令和6年能登半島地震修繕負担金 743
						38 温泉施設維持 費	△1,208				△1,208	補正前額 / 補正額 / 補正後額 116,610 / △1,208 / 115,402 天竺温泉の郷維持管理費 △7,393 桜ヶ池クアガーデン ・指定管理料 5,919 ・令和6年能登半島地震修繕負担金 266
						計	△4,381		△5,900		1,519	
計	1,711,038	△39,616	1,671,422				△39,616	40,391	△6,600	△98,721	25,314	

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

1 道路橋梁維持費	608,227	0	608,227			2 道路橋梁施設 整備費(補助)	0	(県) 500	(地) 5,400	(繰入) △3,100	△2,800	補正前額 / 補正額 / 補正後額 424,772 / 0 / 424,772 財源振替
2 道路改良費	962,911	8,940	971,851	12 委託料	△1,000	2 道路新設改良	0			(繰入) △100	100	補正前額 / 補正額 / 補正後額 294,624 / 0 / 294,624

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区 分	金額			特定財源				一般財源		
								国県支出金	地方債	その他				
(2 道路改良費)				14		費 (単独)						財源振替及び節組替		
				工事請負費	13,550	4		(地)					補正前額 / 補正額 / 補正後額	
				16		県道整備費	8,940		3,000		5,940	25,657 / 8,940 / 34,597		
				公有財産購入費	△2,050							県営事業負担金	8,940	
				18		負担金補助及び 交付金	8,940							
				21	△10,500	補償補てん及び 賠償金								
				計			8,940		3,000	△100	6,040			
4 除雪対策費	638,190	199,783	837,973	10		1		(国)					補正前額 / 補正額 / 補正後額	
				需用費	50,000	除雪対策費	230,000		19,342		210,658	491,641 / 230,000 / 721,641		
				11									除雪機械等修繕料	50,000
				役務費	△2								除雪業務委託料	180,000
				12		3		(国)	(地)				補正前額 / 補正額 / 補正後額	
委託料	180,000	除雪機械整備 費	△29,613	△19,342	△9,900		△371	126,992 / △29,613 / 97,379						
17		4		(県)	(地)	(使用)			補正前額 / 補正額 / 補正後額					
備品購入費	△30,215	地域ぐるみ除 排雪促進費	△604	1,045	△100	1,077	△2,626	19,557 / △604 / 18,953						
				計			199,783	1,045	△10,000	1,077	207,661			
												自賠償保険料	△2	
												除雪機械購入	△602	

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
5 消融雪施設維持費	165,771	0	165,771			1 消融雪装置管理費	0		(地) 8,800		△8,800	補正前額 / 補正額 / 補正後額 165,771 / 0 / 165,771 財源振替
計	2,464,827	208,723	2,673,550				208,723	1,545	7,200	△2,123	202,101	

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

1 都市計画総務費	90,997	△4,982	86,015	12 委託料 18 負担金補助及び 交付金	△2,336 △2,646	2 都市計画管理 費	△4,982	(県) △1,501		(繰入) △1,300	△2,181	補正前額 / 補正額 / 補正後額 25,798 / △4,982 / 20,816 都市計画基礎調査業務委託料 △968 都市計画基本図修正業務委託料 △1,918 都市計画総括図等修正業務委託料 550 景観づくり事業補助金 △2,646
計	1,785,689	△4,982	1,780,707				△4,982	△1,501		△1,300	△2,181	

第 8 款 土木費

第 5 項 住宅費

1 住宅管理費	56,328	△2,100	54,228	18 負担金補助及び 交付金	△2,100	2 住宅支援事業 費	△2,100	(国) △745 (県) △500			△855	補正前額 / 補正額 / 補正後額 6,400 / △2,100 / 4,300 木造住宅耐震改修支援事業補助金 △1,000 克雪住宅普及事業補助金 △1,100
------------	--------	--------	--------	----------------------	--------	------------------	--------	----------------------------	--	--	------	--

第 8 款 土木費

第 5 項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 住宅施設管理費	34,408	△2,425	31,983	14 工事請負費	△2,425	1 住宅施設管理費	△2,425	(国) △1,213		(使用) △1,212		補正前額 / 補正額 / 補正後額 34,408 / △2,425 / 31,983 松原団地外部改修工事 △2,425
計	90,736	△4,525	86,211				△4,525	△2,458		△1,212	△855	

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

2 事務局費	278,172	0	278,172			2 事務局運営費	0			(繰入) △1,100	1,100	補正前額 / 補正額 / 補正後額 12,027 / 0 / 12,027 財源振替
3 教育施設維持費	30,090	0	30,090			1 複合教育施設維持費	0	(県) 500			△500	補正前額 / 補正額 / 補正後額 28,769 / 0 / 28,769 財源振替
4 教育センター費	47,522	△1,986	45,536	12 委託料	△1,986	2 教育センター運営費	△1,986		(地) △1,800		△186	補正前額 / 補正額 / 補正後額 41,813 / △1,986 / 39,827 学校 I C T サポート業務委託料 △1,986
計	358,354	△1,986	356,368				△1,986	500	△1,800	△1,100	414	

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

1 小学校管理費	384,886	△18,845	366,041	10 需用費	△543	3 小学校健康管理費	△543			(繰入) △544	1	補正前額 / 補正額 / 補正後額 16,501 / △543 / 15,958 感染症対策物品購入 △543
-------------	---------	---------	---------	-----------	------	---------------	------	--	--	--------------	---	---

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
(1 小学校管理費)				委託料	△1,906	4 小学校施設整備費	△18,302		(地)		4,198	補正前額 / 補正額 / 補正後額 137,802 / △18,302 / 119,500 城端小学校 ・空調室外機更新工事 △77 ・体育館天井照明LED化工事 347 井波小学校多目的広場整備実施設計業務委託料 △1,527 福野小学校空調設備設置工事 27 福光南部小学校 ・グラウンド整備工事実施設計業務委託料 △379 ・グラウンド整備工事 △16,203 ・消雪配管等修繕工事 △14 福光東部小学校防犯カメラ更新工事 △476	
				14 工事請負費	△16,396				計				△18,845
2 小学校給食費	197,956	△1,421	196,535	12 委託料	△3,516	2 小学校給食費	△1,421	(国)	13,452	(繰入)	△11,567	△3,306	補正前額 / 補正額 / 補正後額 137,908 / △1,421 / 136,487 給食調理等業務委託料 △3,516 学校給食費軽減対策事業負担金 2,095
				18 負担金補助及び交付金	2,095								
3 小学校教育振興費	207,847	△739	207,108	13 使用料及び賃借料	△739	1 小学校教育振興費	△739			(寄附)	100	2,861	補正前額 / 補正額 / 補正後額 185,014 / △739 / 184,275 教職員向けソフトウェアライセンス使用料 △739
										(繰入)	△3,700		

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
4 スクールバス運 行費	125,602	△22,423	103,179	12 委託料 17 備品購入費	△9,580 △12,843	1 スクールバス 運行費	△22,423	(国) △176	(地) △16,400	(繰入) △7,028	1,181	補正前額 / 補正額 / 補正後額 125,602 / △22,423 / 103,179 コロナ対策用密防止バス増台分業務委 託料 △7,028 スクールバス置き去り防止安全装置設 置業務委託料 △2,552 小学校スクールバス購入 △12,843
6 小学校施設管理 費	235,212	△16,210	219,002	14 工事請負費	△16,210	1 小学校施設管 理費	△16,210		(地) 18,400		△34,610	補正前額 / 補正額 / 補正後額 235,212 / △16,210 / 219,002 南砺つばき学舎整備工事 △16,210
計	1,151,503	△59,638	1,091,865				△59,638	13,276	△20,500	△22,739	△29,675	

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

1 中学校管理費	309,887	△11,711	298,176	10 需用費 14 工事請負費	△362 △11,349	3 中学校健康管 理費 4 中学校施設整 備費	△362 △11,349			(繰入) △363	1	補正前額 / 補正額 / 補正後額 12,258 / △362 / 11,896 感染症対策物品購入 △362
									(地) △14,900		3,551	補正前額 / 補正額 / 補正後額 121,365 / △11,349 / 110,016 福野中学校 ・グラウンド整備工事 △11,088 ・第1体育館天井照明LED化工事 △5 福光中学校 ・フェンス設置工事 △55

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(1 中学校管理費)												<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備設置工事 △33 ・電話交換設備更新工事 △168
						計	△11,711		△14,900	△363	3,552	
2 中学校給食費	147,039	△7,399	139,640	12 委託料 18 負担金補助及び 交付金	△10,167 2,768	2 中学校給食費	△7,399	(国) 9,868		(繰入) △6,620	△10,647	補正前額 / 補正額 / 補正後額 126,954 / △7,399 / 119,555 学校給食調理等業務委託料 △10,167 学校給食費軽減対策事業負担金 2,768
3 中学校教育振興費	141,162	△3,678	137,484	7 報償費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借 料	△1,805 △156 △179 △491 △1,047	1 中学校教育振興費	△3,101	(県) △1,390		(繰入) △7,500	5,789	補正前額 / 補正額 / 補正後額 119,446 / △3,101 / 116,345 教職員向けソフトウェアライセンス使用料 △549 地域部活動支援事業推進モデル事業・ 中学校合同部活動事業 ・指導者団体、講師謝礼 △1,453 ・保険料 △110 ・スクールバス運行业務委託料 △491 ・施設使用料 △498
						4 地域ぐるみ心の教育推進事業費	△577	(県) △289			△288	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,683 / △577 / 1,106 指導ボランティア謝礼 △352 事務費 △172 生徒、指導ボランティア損害保険料 △53
						計	△3,678	△1,679		△7,500	5,501	

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	598,088	△22,788	575,300				△22,788	8,189	△14,900	△14,483	△1,594	

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

2 社会教育振興費	59,924	△8,500	51,424	18 負担金補助及び 交付金	△8,500	7 国際木彫刻キ ャンプ費	△8,500			(寄附) 16,097 (繰入) △3,600	△20,997	補正前額 / 補正額 / 補正後額 43,150 / △8,500 / 34,650 南砺市いなみ国際木彫刻キャンプ20 23開催事業補助金 △8,500
4 図書館費	365,813	△39,492	326,321	10 需用費 12 委託料 13 使用料及び賃借 料	△19,023 △17,279 △3,190	1 図書館管理運 営費	△39,492	(国) △7,326		(繰入) △23,312	△8,854	補正前額 / 補正額 / 補正後額 345,042 / △39,492 / 305,550 図書館デジタル化推進事業 ・事務費 △19,023 ・共通システム構築等業務委託料 △17,279 ・学校図書館蔵書データ入力システム 使用料 △1,408 ・データ移行作業機器賃借料 △1,782
5 文化財保護費	242,484	△11,520	230,964	7 報償費 8 旅費 10 需用費 14 工事請負費	△424 △947 △1,060 △7,539	1 文化財保護費	△3,281	(国) △1,129 (県) △213			△1,939	補正前額 / 補正額 / 補正後額 25,403 / △3,281 / 22,122 福野夜高曳山行事総合調査 ・委員謝礼 △288 ・委員旅費 △551 井波別院瑞泉寺建造物等調査 ・委員謝礼 △136 ・委員旅費 △276

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(5 文化財保護費)				18 負担金補助及び 交付金	△1,550							南砺市文化財保存活用地域計画策定事業 ・ 委員旅費 △120 ・ 計画書印刷 △360 祭礼行事継承支援事業補助金 △1,400 市指定史跡「土山御坊跡」庭園整備事業補助金 △150
						2 埋蔵文化財調査費	△700	(国) △2,500 (県) △1,250			3,050	補正前額 / 補正額 / 補正後額 102,714 / △700 / 102,014 松木遺跡発掘調査報告書印刷 △700
						3 世界遺産関係費	△7,539	(国) △3,774 (県) △1,510		(使用) △376	△1,879	補正前額 / 補正額 / 補正後額 88,911 / △7,539 / 81,372 相倉集落合掌造り等建築物修繕工事 △7,539
						4 合掌造り家屋保護事業費	0	(県) 436			△436	補正前額 / 補正額 / 補正後額 25,456 / 0 / 25,456 財源振替
						計	△11,520	△9,940		△376	△1,204	
						6 芸術文化推進費	43,614	0	43,614			1
8 美術館費	122,363	0	122,363			2 美術館自主事業費	0	(使用) △3,220 (諸収)	3,520	補正前額 / 補正額 / 補正後額 52,098 / 0 / 52,098 財源振替		

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明							
				区 分	金額			特定財源			一般財源								
								国県支出金	地方債	その他									
(8 美術館費)												△300							
												3	棟方志功記念館費	0			(使用) △140 (諸収) △60	200	補正前額 / 補正額 / 補正後額 9,243 / 0 / 9,243 財源振替
												計		0			△3,720	3,720	
9	283,190	1,210	284,400	12	委託料	1,210	5	文化センター管理費	1,210			補正前額 / 補正額 / 補正後額 216,433 / 1,210 / 217,643 指定管理料 (3館分) 1,210							
計	1,350,744	△58,302	1,292,442									△58,302	△17,266		△16,711	△24,325			

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

2	39,235	△1,150	38,085	18	負担金補助及び 交付金	△1,150	2	生涯スポーツ 推進費	△1,150				△1,150	補正前額 / 補正額 / 補正後額 8,088 / △1,150 / 6,938 ザ・雪合戦なんと大会補助金 △1,150							
														4	高校総体スキー推進費	0	(県) △2,600			2,600	補正前額 / 補正額 / 補正後額 31,147 / 0 / 31,147 財源振替
														計		△1,150	△2,600			1,450	
3	531,806	5,355	537,161	12	委託料	5,355	1	社会体育館管理費	1,968				1,968	補正前額 / 補正額 / 補正後額 173,256 / 1,968 / 175,224 城端西部体育館等指定管理料 1,968							

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(3 体育施設費)						4 プール管理費	3,387				3,387	補正前額 / 補正額 / 補正後額 197,296 / 3,387 / 200,683 城端温水プール等指定管理料 3,387
						計	5,355				5,355	
計	676,260	4,205	680,465				4,205	△2,600			6,805	

第 12 款 公債費

第 1 項 公債費

1 元金	5,252,922	0	5,252,922			1 元金	0			(繰入) △300,000	300,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 5,252,922 / 0 / 5,252,922 財源振替
2 利子	103,907	△6,336	97,571	22 償還金利子及び 割引料	△6,336	1 利子	△6,336				△6,336	補正前額 / 補正額 / 補正後額 103,907 / △6,336 / 97,571 地方債償還金利子 △6,336
計	5,356,829	△6,336	5,350,493				△6,336			△300,000	293,664	

第 13 款 諸支出金

第 2 項 基金費

1 財政調整基金積立金	8,745	488,597	497,342	24 積立金	488,597	1 財政調整基金積立金	488,597			(繰入) 163,268	325,329	補正前額 / 補正額 / 補正後額 8,745 / 488,597 / 497,342 積立金 488,597
3 施設等整備基金積立金	5,319	150,000	155,319	24 積立金	150,000	1 施設等整備基金積立金	150,000				150,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 5,319 / 150,000 / 155,319 積立金 150,000

第 13 款 諸支出金

第 2 項 基金費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
4 国際交流基金積立金	237	15,023	15,260	24 積立金	15,023	1 国際交流基金積立金	15,023			(財運) 23	15,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 237 / 15,023 / 15,260 積立金 15,023
5 社会福祉基金積立金	0	35,000	35,000	24 積立金	35,000	1 社会福祉基金積立金	35,000				35,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 35,000 / 35,000 積立金 35,000
30 過疎地域自立促進基金積立金	1,092	140,098	141,190	24 積立金	140,098	1 過疎地域自立促進基金積立金	140,098		(地) 139,900	(財運) 198		補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,092 / 140,098 / 141,190 積立金 140,098
32 すこやか子育て基金積立金	3,939	150,001	153,940	24 積立金	150,001	1 すこやか子育て基金積立金	150,001			(財運) 1	150,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 3,939 / 150,001 / 153,940 積立金 150,001
33 地方創生推進基金積立金	4,965	102,000	106,965	24 積立金	102,000	1 地方創生推進基金積立金	102,000			(寄附) 102,000		補正前額 / 補正額 / 補正後額 4,965 / 102,000 / 106,965 積立金 102,000
36 商工観光振興基金積立金	1,184	450,866	452,050	24 積立金	450,866	1 商工観光振興基金積立金	450,866			(財運) 866	450,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,184 / 450,866 / 452,050 積立金 450,866
37 子ども未来創造基金積立金	2,052	50,078	52,130	24 積立金	50,078	1 子ども未来創造基金積立金	50,078			(財運) 78	50,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 2,052 / 50,078 / 52,130 積立金 50,078
38 森林環境譲与税基金積立金	49,099	68	49,167	24 積立金	68	1 森林環境譲与税基金積立金	68				68	補正前額 / 補正額 / 補正後額 49,099 / 68 / 49,167 積立金 68

第 13 款 諸支出金

第 2 項 基金費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
39 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金	794	△794	0	24 積立金	△794	1 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金	△794			(財運) △794		補正前額 / 補正額 / 補正後額 794 / △794 / 0 積立金 △794
40 南砺応援基金積立金	20	10,907	10,927	24 積立金	10,907	1 南砺応援基金積立金	10,907			(寄附) 10,897 (財運) 10		補正前額 / 補正額 / 補正後額 20 / 10,907 / 10,927 積立金 10,907
計	93,324	1,591,844	1,685,168				1,591,844		139,900	276,547	1,175,397	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給与費						共済費	合計	備考	
		報酬	給料	期末手当 (年間 支給率)	寒冷地手当	その他 の手当	計				
補正後	長 等	3		26,760	(3.4月分) 10,616		291	37,667	6,638	44,305	
	議 員	17	80,140		(3.4月分) 32,151			112,291	26,090	138,381	
	その他の特別職	1,607	73,404					73,404		73,404	
	計	1,627	153,544	26,760	42,767		291	223,362	32,728	256,090	
補正前	長 等	3		26,760	(3.4月分) 10,616		291	37,667	6,638	44,305	
	議 員	18	83,400		(3.4月分) 32,151			115,551	26,090	141,641	
	その他の特別職	1,772	77,185					77,185		77,185	
	計	1,793	160,585	26,760	42,767		291	230,403	32,728	263,131	
比 較	長 等										
	議 員	△ 1	△ 3,260					△ 3,260		△ 3,260	
	その他の特別職	△ 165	△ 3,781					△ 3,781		△ 3,781	
	計	△ 166	△ 7,041					△ 7,041		△ 7,041	

2. 一般職

(1) 総括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(500) 622	586,761	2,111,308	1,077,610	3,775,679	722,109	4,497,788	
補正前	(503) 623	588,600	2,116,486	1,092,899	3,797,985	723,711	4,521,696	
比較	(△3) △1	△1,839	△5,178	△15,289	△22,306	△1,602	△23,908	

()内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	53,997	39,485	14,645	46,219	18,581	63,507		
	補正前	53,997	39,485	14,645	46,273	18,581	77,402		
	比較				△54		△13,895		
の内訳	区分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		500	2,732	488,757	327,019	22,168		
	補正前		948	2,732	489,649	327,019	22,168		
	比較		△448		△892				

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(21) 498		1,835,313	984,218	2,819,531	561,213	3,380,744	
補 正 前	(21) 498		1,835,313	998,561	2,833,874	561,213	3,395,087	
比 較				△ 14,343	△ 14,343		△ 14,343	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	53,997	39,485	14,645	39,100	11,441	63,479		
	補正前	53,997	39,485	14,645	39,100	11,441	77,374		
	比 較						△ 13,895		
の内訳	区分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		500	2,732	409,952	327,019	21,868		
	補正前		948	2,732	409,952	327,019	21,868		
	比 較		△ 448						

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(479) 124	586,761	275,995	93,392	956,148	160,896	1,117,044	
補 正 前	(482) 125	588,600	281,173	94,338	964,111	162,498	1,126,609	
比 較	(△ 3) △ 1	△ 1,839	△ 5,178	△ 946	△ 7,963	△ 1,602	△ 9,565	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				7,119	7,140	28		
	補正前				7,173	7,140	28		
	比 較				△ 54				
の内訳	区分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				78,805		300		
	補正前				79,697		300		
	比 較				△ 892				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考
給 料	△ 5,178	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 5,178	会計年度任用職員の勤務実績に伴う増減
職員手当	△ 15,289	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 15,289	時間外勤務手当の増減 △ 13,895 管理職特別勤務手当に係る増減分 △ 448 会計年度任用職員に係る増減分 △ 946

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和4年度末までの支出額		令和5年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源
令和5年度 道の駅福光「なんと一福茶屋」等指定管理料	23,481			令和6年度 ～ 令和8年度	23,481				23,481
令和5年度 利賀芸術公園指定管理料	29,943			令和6年度 ～ 令和8年度	29,943				29,943
令和5年度 園芸植物園指定管理料	67,382			令和6年度 ～ 令和7年度	67,382				67,382
令和5年度 井口カイニョと椿の森公園指定管理料	84,250			令和6年度 ～ 令和10年度	84,250				84,250
令和5年度 南砺市立小中学校複合機賃貸借	64,020			令和6年度 ～ 令和11年度	64,020				64,020
168件（既設定分）	7,580,923		1,143,473		6,437,450	345,252	294,800	101,462	5,695,936
合計	7,849,999		1,143,473		6,706,526	345,252	294,800	101,462	5,965,012

地方債の令和4年度末における現在高及び令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和4年度末 現在高	令和4年度 繰越事業 起債見込額	令和5年度中増減見込額						令和5年度末 現在高見込額
			起債見込額			元金償還見込額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
1. 普通債	3,633,310	209,600	259,100	133,500	392,600	395,288		395,288	3,840,222
(1) 総務債	32,437	19,200				6,313		6,313	45,324
(2) 民生債	55,156					52,702		52,702	2,454
(3) 衛生債	422,457		24,800		24,800	21,193		21,193	426,064
(4) 農林水産業債	665,138	154,700	119,100	133,500	252,600	26,972		26,972	1,045,466
(5) 商工債	27,054					3,370		3,370	23,684
(6) 土木債	978,082	35,700	115,200		115,200	171,071		171,071	957,911
(7) 消防債	20,149					2,154		2,154	17,995
(8) 教育債	1,432,837					111,513		111,513	1,321,324
2. 災害復旧債	171,281	57,100	114,700		114,700	24,944		24,944	318,137
(1) 補助災害復旧債	170,024	57,100	114,700		114,700	24,316		24,316	317,508
(2) 単独災害復旧債	1,257					628		628	629
3. その他	34,816,660	435,600	2,464,500	△ 132,227	2,332,273	4,832,690		4,832,690	32,751,843
(1) 辺地対策事業債	1,818,053	70,900	302,700	△ 1,000	301,700	258,125		258,125	1,932,528
(2) 過疎対策事業債	9,861,583	233,900	1,813,100	△ 10,100	1,803,000	1,118,248		1,118,248	10,780,235
(3) 合併特例債	8,139,785					1,756,166		1,756,166	6,383,619
(4) 全国防災事業債	194,776					11,026		11,026	183,750
(5) 緊急防災・減災事業債	2,000,828		19,400		19,400	406,451		406,451	1,613,777
(6) 公共施設等適正管理推進事業債	31,501					4,499		4,499	27,002
(7) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	253,338	123,700	26,000	38,400	64,400	8,461		8,461	432,977
(8) 緊急自然災害防止対策事業債	79,588	7,100	84,200	4,100	88,300	5,233		5,233	169,755
(9) 緊急浚渫推進事業債	2,400		4,200		4,200				6,600
(10) 脱炭素化推進事業債			30,900		30,900				30,900
(11) 減税補填債	40,717					17,776		17,776	22,941
(12) 臨時財政対策債	12,347,800		184,000	△ 163,627	20,373	1,240,923		1,240,923	11,127,250
(13) 減収補てん債	46,291					5,782		5,782	40,509
合 計	38,621,251	702,300	2,838,300	1,273	2,839,573	5,252,922		5,252,922	36,910,202

議案第16号

令和5年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,652千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,109,839千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		844,052	△5,339	838,713
	1 国民健康保険税	844,052	△5,339	838,713
3 国庫支出金		100	43	143
	2 国庫補助金	100	43	143
6 県支出金		3,814,678	△10,995	3,803,683
	3 県負担金・補助金	3,814,678	△10,995	3,803,683
10 繰入金		400,274	1,930	402,204
	1 繰入金	400,274	1,930	402,204
11 繰越金		54,578	△291	54,287
	1 繰越金	54,578	△291	54,287
歳入合計		5,124,491	△14,652	5,109,839

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		102,142	△2,709	99,433
	1 総務管理費	95,201	△2,709	92,492
8 保健事業費		76,232	△10,545	65,687
	1 保健事業費	11,535	△1,134	10,401
	2 健康診査等事業費	64,697	△9,411	55,286
11 諸支出金		67,908	△1,398	66,510
	1 償還金及び還付加算金	33,325	4,649	37,974
	2 繰出金	34,583	△6,047	28,536
歳 出 合 計		5,124,491	△14,652	5,109,839

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	844,052	△5,339	838,713
3 国庫支出金	100	43	143
6 県支出金	3,814,678	△10,995	3,803,683
10 繰入金	400,274	1,930	402,204
11 繰越金	54,578	△291	54,287
歳入合計	5,124,491	△14,652	5,109,839

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	102,142	△2,709	99,433	43		△2,709	△43
3 国民健康保険事業費納付金	1,177,834	0	1,177,834	△1,091		6,769	△5,678
8 保健事業費	76,232	△10,545	65,687	△3,857			△6,688
11 諸支出金	67,908	△1,398	66,510	△6,047		143	4,506
歳 出 合 計	5,124,491	△14,652	5,109,839	△10,952		4,203	△7,903

2. 歳入

第 1 款 国民健康保険税

第 1 項 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者国民健康 保険税	843,702	△5,339	838,363	1 医療給付費分現年課税 分	△4,248	医療給付費分現年課税分（一般） △4,248
				2 後期高齢者支援金等分 現年課税分	△997	後期高齢者支援金等分現年課税分（一般） △997
				3 介護納付金分現年課税 分	△94	介護納付金分現年課税分（一般） △94
計	844,052	△5,339	838,713			

第 3 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

8 社会保障・税番号制度 システム整備費補助金	0	43	43	1 社会保障・税番号制度 システム整備費補助金	43	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 43
計	100	43	143			

第 6 款 県支出金

第 3 項 県負担金・補助金

1 保険給付費等交付金	3,806,822	△11,549	3,795,273	2 保険給付費等交付金（ 特別交付金）	△11,549	保険者努力支援分 △4,368 特別調整交付金分 △7,181
----------------	-----------	---------	-----------	---------------------------	---------	--

第 6 款 県支出金

第 3 項 県負担金・補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 強化助成費補助金	7,329	554	7,883	1 強化助成費補助金	554	強化助成費補助金 554
計	3,814,678	△10,995	3,803,683			

第 10 款 繰入金

第 1 項 繰入金

1 他会計繰入金	329,208	4,203	333,411	1 一般会計繰入金	4,060	保険基盤安定負担金繰入金（保険料軽減基準額：医療分） 1,882 保険基盤安定負担金繰入金（保険料軽減基準額：後期分） 570 保険基盤安定負担金繰入金（保険料軽減基準額：介護分） 186 保険基盤安定負担金繰入金（保険者支援分：医療分） 3,370 保険基盤安定負担金繰入金（保険者支援分：後期分） 1,051 保険基盤安定負担金繰入金（保険者支援分：介護分） 126 財政安定化支援事業繰入金 △970 事務費繰入金 △2,709 県国保強化補助金相当額 554
-------------	---------	-------	---------	--------------	-------	---

第 10 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(1 他会計繰入金)				2 病院事業会計繰入金	143	病院事業会計繰入金 143
2 基金繰入金	71,066	△2,273	68,793	1 財政調整基金繰入金	△2,273	財政調整基金繰入金 △2,273
計	400,274	1,930	402,204			

第 11 款 繰越金

第 1 項 繰越金

1 繰越金	54,578	△291	54,287	1 前年度繰越金	△291	前年度繰越金 △291
計	54,578	△291	54,287			

3. 歳出

第 1 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理費	95,201	△2,709	92,492	26 公課費	△2,709	2 一般管理費	△2,709	(国) 43		(繰入) △2,709	△43	補正前額 / 補正額 / 補正後額 31,563 / △2,709 / 28,854 消費税及び地方消費税 △2,709
計	95,201	△2,709	92,492				△2,709	43		△2,709	△43	

第 3 款 国民健康保険事業費納付金

第 1 項 医療給付費分

1 一般被保険者医療給付費分	762,996	0	762,996			1 一般被保険者医療給付費分	0	(県) △1,091		(繰入) 4,836	△3,745	補正前額 / 補正額 / 補正後額 762,996 / 0 / 762,996 財源振替
計	763,305	0	763,305				0	△1,091		4,836	△3,745	

第 3 款 国民健康保険事業費納付金

第 2 項 後期高齢者支援金等分

1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	324,041	0	324,041			1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	0			(繰入) 1,621	△1,621	補正前額 / 補正額 / 補正後額 324,041 / 0 / 324,041 財源振替
計	324,091	0	324,091				0			1,621	△1,621	

第 3 款 国民健康保険事業費納付金

第 3 項 介護納付金分

1 介護納付金分	90,438	0	90,438			1 介護納付金分	0			(繰入) 312	△312	補正前額 / 補正額 / 補正後額 90,438 / 0 / 90,438 財源振替
-------------	--------	---	--------	--	--	-------------	---	--	--	-------------	------	--

第 3 款 国民健康保険事業費納付金

第 3 項 介護納付金分

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	90,438	0	90,438				0			312	△312	

第 8 款 保健事業費

第 1 項 保健事業費

3				27		1		(県)				補正前額 / 補正額 / 補正後額
直営診療施設保健事業費	5,875	△1,134	4,741	繰出金	△1,134	直営診療施設保健事業費	△1,134	△1,134				5,875 / △1,134 / 4,741
												直診施設保健運営事業繰出金 △1,134
計	11,535	△1,134	10,401				△1,134	△1,134				

第 8 款 保健事業費

第 2 項 健康診査等事業費

1				12		1						補正前額 / 補正額 / 補正後額
特定健康診査等事業費	64,697	△9,411	55,286	委託料	△9,411	特定健康診査等事業費	△9,411				△9,411	55,347 / △9,411 / 45,936
						2		(県)				特定健康診査業務委託料 △9,411
						特定保健指導事業費	0	△2,723			2,723	補正前額 / 補正額 / 補正後額
												9,350 / 0 / 9,350
						計	△9,411	△2,723			△6,688	財源振替
計	64,697	△9,411	55,286				△9,411	△2,723			△6,688	

第 11 款 諸支出金

第 1 項 償還金及び還付加算金

3				22		1				(他)		補正前額 / 補正額 / 補正後額
償還金	24,519	4,649	29,168	償還金利息及び割引料	4,649	償還金	4,649			143	4,506	24,519 / 4,649 / 29,168
												特別調整交付金返還金 143

第 11 款 諸支出金

第 1 項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(3 償還金)												特定健康診査等負担金返還金 4,506
計	33,325	4,649	37,974				4,649			143	4,506	

第 11 款 諸支出金

第 2 項 繰出金

1 直営診療施設繰 出金	34,583	△6,047	28,536	27 繰出金	△6,047	1 直営診療施設 繰出金	△6,047	(県) △6,047					補正前額 / 補正額 / 補正後額 34,583 / △6,047 / 28,536 繰出金 △6,047
計	34,583	△6,047	28,536				△6,047	△6,047					

議案第17号

令和5年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,939千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ433,832千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		0	360	360
	1 県補助金	0	360	360
4 繰入金		206,587	△5,889	200,698
	1 繰入金	206,587	△5,889	200,698
5 繰越金		2,000	53,244	55,244
	1 繰越金	2,000	53,244	55,244
6 諸収入		6,307	△776	5,531
	1 雑入	1,231	△776	455
歳入合計		386,893	46,939	433,832

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		282,368	△6,981	275,387
	1 施設管理費	282,368	△6,981	275,387
2 医業費		80,185	676	80,861
	1 医業費	80,185	676	80,861
4 諸支出金		0	53,244	53,244
	1 繰出金	0	53,244	53,244
歳 出 合 計		386,893	46,939	433,832

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	0	360	360
4 繰入金	206,587	△5,889	200,698
5 繰越金	2,000	53,244	55,244
6 諸収入	6,307	△776	5,531
歳入合計	386,893	46,939	433,832

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	282,368	△6,981	275,387	360		△7,341	
2 医業費	80,185	676	80,861			676	
4 諸支出金	0	53,244	53,244				53,244
歳 出 合 計	386,893	46,939	433,832	360		△6,665	53,244

2. 歳入

第 3 款 県支出金

第 1 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 医療機関における職場 環境向上等支援事業費 補助金	0	360	360	1 医療機関における職場 環境向上等支援事業費 補助金	360	医療機関における職場環境向上等支援事業費補助金 360
計	0	360	360			

第 4 款 繰入金

第 1 項 繰入金

1 他会計繰入金	206,587	△5,889	200,698	1 一般会計繰入金	1,374	一般会計繰入金 1,374
				2 国民健康保険事業特別 会計繰入金	△7,263	国民健康保険事業特別会計繰入金 △7,263
計	206,587	△5,889	200,698			

第 5 款 繰越金

第 1 項 繰越金

1 繰越金	2,000	53,244	55,244	1 前年度繰越金	53,244	前年度繰越金 53,244
計	2,000	53,244	55,244			

第 6 款 諸収入

第 1 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 雑入	1,231	△776	455	1 雑入	△776	医療提供体制設備整備交付金 △776
計	1,231	△776	455			

3. 歳出

第 1 款 総務費

第 1 項 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理費	282,368	△6,981	275,387	12 委託料	△4,063	2 一般管理費	△6,981	(県) 360		(繰入) △6,565 (諸収) △776	補正前額 / 補正額 / 補正後額 147,014 / △6,981 / 140,033 電子処方箋システム導入業務委託料 △1,973 遠隔服薬指導実施業務委託料 △2,090 南砺家庭・地域医療センター患者輸送 車購入 △2,918	
計	282,368	△6,981	275,387	17 備品購入費	△2,918							

第 2 款 医業費

第 1 項 医業費

2 医療用消耗器材 費	9,626	676	10,302	10 需用費	676	1 医療用消耗器 材費	676			(繰入) 676	補正前額 / 補正額 / 補正後額 9,626 / 676 / 10,302 事務費 676
計	80,185	676	80,861				676			676	

第 4 款 諸支出金

第 1 項 繰出金

1 一般会計繰出金	0	53,244	53,244	27 繰出金	53,244	1 一般会計繰出 金	53,244				53,244	補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 53,244 / 53,244 繰出金 53,244
計	0	53,244	53,244				53,244				53,244	

議案第18号

令和5年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,007千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,764,687千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		718,486	1,304	719,790
	1 後期高齢者医療保険料	718,486	1,304	719,790
3 繰入金		1,016,913	△33,389	983,524
	1 一般会計繰入金	1,016,913	△33,389	983,524
4 繰越金		500	5,073	5,573
	1 繰越金	500	5,073	5,573
5 諸収入		1,731	54,019	55,750
	5 雑入	0	54,019	54,019
歳 入 合 計		1,737,680	27,007	1,764,687

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		1,728,045	△27,012	1,701,033
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	1,728,045	△27,012	1,701,033
4 諸支出金		1,331	54,019	55,350
	2 繰出金	50	54,019	54,069
歳 出 合 計		1,737,680	27,007	1,764,687

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	718,486	1,304	719,790
3 繰入金	1,016,913	△33,389	983,524
4 繰越金	500	5,073	5,573
5 諸収入	1,731	54,019	55,750
歳入合計	1,737,680	27,007	1,764,687

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,728,045	△27,012	1,701,033			△33,389	6,377
4 諸支出金	1,331	54,019	55,350			54,019	
歳 出 合 計	1,737,680	27,007	1,764,687			20,630	6,377

2. 歳入

第 1 款 後期高齢者医療保険料

第 1 項 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 特別徴収保険料	546,180	△5,797	540,383	1 特別徴収現年度分	△5,797	特別徴収現年度分（後期） △5,797
2 普通徴収保険料	172,306	7,101	179,407	1 普通徴収現年度分	6,701	普通徴収現年度分（後期） 6,701
				2 普通徴収滞納繰越分	400	普通徴収滞納繰越分（後期） 400
計	718,486	1,304	719,790			

第 3 款 繰入金

第 1 項 一般会計繰入金

1 事務費繰入金	51,716	△9,305	42,411	1 事務費繰入金	△9,305	事務費繰入金 △9,305
2 保険基盤安定繰入金	181,238	△6,181	175,057	1 保険基盤安定繰入金	△6,181	保険基盤安定繰入金 △6,181
3 療養給付費繰入金	772,987	△17,903	755,084	1 療養給付費繰入金	△17,903	療養給付費繰入金 △17,903
計	1,016,913	△33,389	983,524			

第 4 款 繰越金

第 1 項 繰越金

1 繰越金	500	5,073	5,573	1 繰越金	5,073	繰越金 5,073
計	500	5,073	5,573			

第 5 款 諸収入

第 5 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
3 雑入	0	54,019	54,019	1 雑入	54,019	雑入（事務費分） 1,358 雑入（療養給付費分） 51,886 雑入（その他） 775
計	0	54,019	54,019			

3. 歳出

第 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

第 1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 後期高齢者医療 広域連合納付金	1,717,073	△27,012	1,690,061	18 負担金補助及び 交付金	△27,012	1 後期高齢者医 療事務費分納 付金	△9,305			(繰入) △9,305		補正前額 / 補正額 / 補正後額 44,362 / △9,305 / 35,057 事務費負担金 △9,305
						2 後期高齢者医 療保険基盤安 定分納付金	△6,181			(繰入) △6,181		補正前額 / 補正額 / 補正後額 181,238 / △6,181 / 175,057 保険基盤安定制度負担金 △6,181
						3 後期高齢者医 療療養給付費 分納付金	△17,903			(繰入) △17,903		補正前額 / 補正額 / 補正後額 772,987 / △17,903 / 755,084 療養給付費負担金 △17,903
						4 後期高齢者医 療保険料納付 金	6,377				6,377	補正前額 / 補正額 / 補正後額 718,486 / 6,377 / 724,863 保険料負担金 6,377
						計	△27,012			△33,389	6,377	
計	1,728,045	△27,012	1,701,033			△27,012			△33,389	6,377		

第 4 款 諸支出金

第 2 項 繰出金

1 他会計繰出金	50	54,019	54,069	27 繰出金	54,019	1 一般会計繰出 金	54,019			(諸収) 54,019		補正前額 / 補正額 / 補正後額 50 / 54,019 / 54,069 繰出金 54,019
計	50	54,019	54,069				54,019			54,019		

議案第19号

令和5年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,990千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,859千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		96,877	5,300	102,177
	1 繰入金	96,877	5,300	102,177
4 繰越金		5,000	9,690	14,690
	1 繰越金	5,000	9,690	14,690
歳入合計		177,869	14,990	192,859

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護福祉支援事業費		164,849	5,300	170,149
	1 介護福祉支援事業費	158,846	5,300	164,146
3 諸支出金		0	9,690	9,690
	1 繰出金	0	9,690	9,690
歳 出 合 計		177,869	14,990	192,859

第2表

債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額
令和5年度 平・上平・利賀デイサービスセンター指定管理料	令和6年度から 令和10年度まで	千円 276,710
令和5年度 五箇山ホームヘルプステーション指定管理料	令和6年度から 令和10年度まで	19,815
令和5年度 平高齢者生活福祉センターつつじ荘指定管理料	令和6年度から 令和10年度まで	41,315
合 計		337,840

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	96,877	5,300	102,177
4 繰越金	5,000	9,690	14,690
歳入合計	177,869	14,990	192,859

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 介護福祉支援事業費	164,849	5,300	170,149			5,300	
3 諸支出金	0	9,690	9,690				9,690
歳 出 合 計	177,869	14,990	192,859			5,300	9,690

2. 歳入

第 3 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 他会計繰入金	96,877	5,300	102,177	1 一般会計繰入金	5,300	デイサービスセンター運営繰入金 5,300
計	96,877	5,300	102,177			

第 4 款 繰越金

第 1 項 繰越金

1 繰越金	5,000	9,690	14,690	1 前年度繰越金	9,690	在宅介護支援センター事業繰越金 5,088 ホームヘルプステーション事業繰越金 4,602
計	5,000	9,690	14,690			

3. 歳出

第 1 款 介護福祉支援事業費

第 1 項 介護福祉支援事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 デイサービスセンター運営費	46,411	5,300	51,711	12 委託料	5,300	2 デイサービスセンター運営費	5,300			(繰入) 5,300		補正前額 / 補正額 / 補正後額 46,411 / 5,300 / 51,711 平・上平・利賀デイサービスセンター指定管理料 4,090 井口デイサービスセンター指定管理料 1,210
計	158,846	5,300	164,146				5,300			5,300		

第 3 款 諸支出金

第 1 項 繰出金

1 一般会計繰出金	0	9,690	9,690	27 繰出金	9,690	1 一般会計繰出金	9,690				9,690	補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 9,690 / 9,690 繰出金 9,690
計	0	9,690	9,690				9,690				9,690	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和4年度末までの支出額		令和5年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
令和5年度 平・上平・利賀デイサービスセンター指定管理料	276,710			令和6年度 ～ 令和10年度	276,710				276,710
令和5年度 五箇山ホームヘルプステーション指定管理料	19,815			令和6年度 ～ 令和10年度	19,815				19,815
令和5年度 平高齢者生活福祉センターつつじ荘指定管理料	41,315			令和6年度 ～ 令和10年度	41,315				41,315
5件（既設定分）	378,067		304,204		73,863			2,671	71,192
合計	715,907		304,204		411,703			2,671	409,032

議案第20号

令和5年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 手数料		212,000	△20,650	191,350
	1 手数料	212,000	△20,650	191,350
3 繰越金		2,500	12,336	14,836
	1 繰越金	2,500	12,336	14,836
8 繰入金		13,269	8,314	21,583
	1 繰入金	13,269	8,314	21,583
歳入合計		231,368	0	231,368

第2表

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	訪問看護事業費	869
合 計			869

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 手数料	212,000	△20,650	191,350
3 繰越金	2,500	12,336	14,836
8 繰入金	13,269	8,314	21,583
歳入合計	231,368	0	231,368

2. 歳入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 訪問看護事業手数料	212,000	△20,650	191,350	1 訪問看護事業手数料	△20,650	訪問看護介護保険者手数料 △17,000 訪問看護介護保険利用者手数料 △2,400 訪問看護医療保険者手数料 △1,000 訪問看護医療保険利用者手数料 △250
計	212,000	△20,650	191,350			

1 繰越金	2,500	12,336	14,836	1 繰越金	12,336	前年度繰越金 12,336
計	2,500	12,336	14,836			

1 基金繰入金	13,269	8,314	21,583	1 財政調整基金繰入金	8,314	財政調整基金繰入金 8,314
計	13,269	8,314	21,583			

議案第21号

令和5年度南砺市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度南砺市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	工業用地造成費	8,840
合 計			8,840

議案第22号

令和5年度南砺市病院事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和5年度南砺市病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和5年度南砺市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業収益	4,069,680 千円	△ 19,386 千円	4,050,294 千円
第2項 医業外収益	416,364 千円	△ 19,386 千円	396,978 千円
第2款 公立南砺中央病院事業収益	2,815,748 千円	△ 444 千円	2,815,304 千円
第2項 医業外収益	439,233 千円	△ 444 千円	438,789 千円
収入合計	6,916,474 千円	△ 19,830 千円	6,896,644 千円
支 出 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業費用	4,038,905 千円	17,827 千円	4,056,732 千円
第1項 医業費用	3,999,541 千円	13,167 千円	4,012,708 千円
第3項 特別損失	1,820 千円	4,660 千円	6,480 千円
第3款 病院統括事業費用	34,596 千円	52,890 千円	87,486 千円
第3項 特別損失	0 千円	52,890 千円	52,890 千円
支出合計	6,895,268 千円	70,717 千円	6,965,985 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条ただし書中「498,727千円」を「495,425千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業資本的収入	217,248 千円	△ 835 千円	216,413 千円
第5項 補助金	835 千円	△ 835 千円	0 千円
第2款 公立南砺中央病院事業資本的収入	512,932 千円	△ 814 千円	512,118 千円
第1項 企業債	292,000 千円	△ 1,100 千円	290,900 千円
第4項 他会計補助金	2,750 千円	1,100 千円	3,850 千円
第5項 補助金	814 千円	△ 814 千円	0 千円
第3款 病院統括事業資本的収入	11,898 千円	△ 1,200 千円	10,698 千円
第2項 他会計出資金	10,908 千円	△ 1,800 千円	9,108 千円
第8項 その他資本的収入	990 千円	600 千円	1,590 千円
収入合計	742,078 千円	△ 2,849 千円	739,229 千円
支 出 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業資本的支出	406,454 千円	△ 2,506 千円	403,948 千円
第1項 建設改良費	143,615 千円	△ 2,506 千円	141,109 千円
第2款 公立南砺中央病院事業資本的支出	822,453 千円	△ 2,445 千円	820,008 千円
第1項 建設改良費	335,514 千円	△ 2,445 千円	333,069 千円

第3款 病院統括事業資本的支出	11,898 千円	△ 1,200 千円	10,698 千円
第4項 投資及び出資金	10,200 千円	△ 1,200 千円	9,000 千円
支出合計	1,240,805 千円	△ 6,151 千円	1,234,654 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた起債の目的及び限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額		
	既決予定額	補正予定額	計
医療機械器具整備事業 (病院事業分)	千円 234,200 (234,200)	千円 △ 1,100 (△1,100)	千円 233,100 (233,100)

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第10条中「486,710千円」を「456,968千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額の補正)

第6条 予算第11条中「864,465千円」を「997,675千円」に改める。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田中幹夫

令和5年度 南砺市病院事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的収入及び支出の補正

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			千円	千円	千円	
1 南砺市民病院事業 収益			4,069,680	△ 19,386	4,050,294	
	2 医業外収益		416,364	△ 19,386	396,978	
		2 他会計補助金	234,158	△27,654	206,504	一般会計補助金 △ 22,193 千円 国民健康保険調整交付金 △ 5,461 千円
		3 他会計負担金	121,652	△2,023	119,629	一般会計負担金 △ 2,023 千円
		4 補助金	24,443	10,291	34,734	富山県新型コロナウイルス感染症患者等 の病床確保事業費補助金 10,291 千円
2 公立南砺中央病院 事業収益			2,815,748	△ 444	2,815,304	
	2 医業外収益		439,233	△ 444	438,789	
		2 他会計補助金	233,198	△8,305	224,893	一般会計補助金 △ 7,549 千円 国民健康保険調整交付金 △ 756 千円
		4 補助金	14,004	4,788	18,792	富山県新型コロナウイルス感染症患者等 の病床確保事業費補助金 4,788 千円
		5 負担金及び交付金	11,097	3,073	14,170	バイオマスボイラー経費負担金 3,073 千円

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 南砺市民病院事業 費用			千円 4,038,905	千円 17,827	千円 4,056,732	
	1 医業費用		3,999,541	13,167	4,012,708	
		2 材料費	594,786	13,167	607,953	診療材料費 13,167 千円
	3 特別損失		1,820	4,660	6,480	
		4 過年度損益修正損	1,820	4,660	6,480	過年度損益修正損 4,660 千円
3 病院統括事業費用			34,596	52,890	87,486	
	3 特別損失		0	52,890	52,890	
		7 その他特別損失	0	52,890	52,890	看護学生等修学資金貸倒引当金繰入額 52,890 千円

令和5年度 南砺市病院事業会計補正予算（第3号）実施計画

資本的収入及び支出の補正

収 入 款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			千円	千円	千円	
1 南砺市民病院事業 資本的収入			217,248	△ 835	216,413	
	5 補助金		835	△ 835	0	
		1 補助金		835	△ 835	0
2 公立南砺中央病院 事業資本的収入			512,932	△ 814	512,118	
	1 企業債		292,000	△ 1,100	290,900	
		1 企業債		292,000	△ 1,100	290,900
	4 他会計補助金		2,750	1,100	3,850	
		1 他会計補助金		2,750	1,100	3,850
	5 補助金		814	△ 814	0	
		1 補助金		814	△ 814	0

3 病院統括事業資本的収入			11,898	△ 1,200	10,698	
	2 他会計出資金		10,908	△ 1,800	9,108	
		1 一般会計出資金	10,908	△ 1,800	9,108	看護学生等修学資金貸付事業 △ 1,800 千円
	8 その他資本的収入		990	600	1,590	
		1 その他資本的収入	990	600	1,590	看護学生等修学資金返還金 600 千円

支 出

款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備 考
1 南砺市民病院事業資本的支出			406,454	△ 2,506	403,948	
	1 建設改良費		143,615	△ 2,506	141,109	
		5 その他無形固定資産購入費	11,816	△ 2,506	9,310	電子処方箋管理システム △ 2,506 千円
2 公立南砺中央病院事業資本的支出			822,453	△ 2,445	820,008	
	1 建設改良費		335,514	△ 2,445	333,069	
		5 その他無形固定資産購入費	2,445	△ 2,445	0	電子処方箋管理システム △ 2,445 千円
3 病院統括事業資本的支出			11,898	△ 1,200	10,698	
	4 投資及び出資金		10,200	△ 1,200	9,000	
		1 投資及び出資金	10,200	△ 1,200	9,000	看護学生等修学資金貸付金 △ 1,200 千円

令和5年度南砺市病院事業会計補正予算(第3号) 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

1. 南砺市民病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	△ 12,681
減価償却費	275,224
固定資産除却費	3,000
過年度損益修正損	1,820
長期前受金戻入	△ 25,090
賞与引当金の増減(△は減少)	3,392
貸倒引当金の増減(△は減少)	100
たな卸資産の増減(△は増加)	△ 185
受取利息	△ 89
支払利息	27,825
小計	273,316
利息の受取額	89
利息の支払額	△ 27,825
業務活動によるキャッシュ・フロー	245,580

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 119,817
無形固定資産の取得による支出	△ 4,942
国庫補助金等による収入	5,199
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 119,560

財務活動によるキャッシュ・フロー

企業債による収入	67,700
企業債の償還による支出	△ 262,839
一般会計からの出資による収入	143,514
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 51,625

資金増減額	74,395
資金期首残高	1,398,220
資金期末残高	1,472,615

2. 公立南砺中央病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	△ 37,225
減価償却費	205,898
固定資産除却費	14,743
過年度損益修正損	468
長期前受金戻入	△ 29,078
賞与引当金の増減(△は減少)	8,779
受取利息	△ 5
支払利息	42,831
小計	206,411
利息の受取額	5
利息の支払額	△ 42,831
業務活動によるキャッシュ・フロー	163,585

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 302,987
国庫補助金等による収入	3,850
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 299,137</u>

財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	290,900
企業債の償還による支出	△ 350,939
その他の他会計借入金の返済による支出	△ 136,000
一般会計からの出資による収入	217,368
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>21,329</u>

資金増減額	△ 114,223
資金期首残高	748,854
資金期末残高	<u>634,631</u>

3. 病院統括事業

業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は純損失)	△ 56,439
修学資金返還免除額	3,550
賞与引当金の増減(△は減少)	65
貸倒引当金の増減(△は減少)	52,890
支払利息	3
小計	<u>69</u>
利息の支払額	<u>△ 3</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>66</u>

投資活動によるキャッシュ・フロー	
修学資金貸付による支出	△ 9,000
修学資金貸付の償還による収入	1,590
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 7,410</u>

財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債の償還による支出	△ 1,698
一般会計からの出資による収入	9,108
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>7,410</u>

資金増減額	66
資金期首残高	51,585
資金期末残高	<u>51,651</u>

議案第23号

令和5年度南砺市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度南砺市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道事業収益	1,288,766 千円	△9,216 千円	1,279,550 千円
第1項 営業収益	919,832 千円	△13,711 千円	906,121 千円
第2項 営業外収益	368,904 千円	4,495 千円	373,399 千円

支 出

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道事業費用	1,255,998 千円	△23,026 千円	1,232,972 千円
第1項 営業費用	1,161,314 千円	△13,026 千円	1,148,288 千円
第2項 営業外費用	80,934 千円	△10,000 千円	70,934 千円

（資本的収入の補正）

第3条 予算第4条本文中「538,953千円」を「533,800千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的収入	304,457 千円	5,153 千円	309,610 千円
第1項 企 業 債	211,300 千円	△7,600 千円	203,700 千円
第5項 負 担 金	9,487 千円	12,753 千円	22,240 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額		
	既決予定額	補正予定額	計
上水道建設改良事業	211,300	△7,600	203,700
(水道事業分)	(143,000)	(△3,800)	(139,200)
(過疎対策分)	(29,100)	(△1,000)	(28,100)
(辺地対策分)	(39,200)	(△2,800)	(36,400)

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「191,392千円」を「195,741千円」に改める。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和5年度 南砺市水道事業会計補正予算（第3号）実施計画明細書

収益的収入及び支出の補正

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1	水道事業収益		1,288,766	△ 9,216	1,279,550		
	1	営業収益	919,832	△ 13,711	906,121		
		1 給水収益	882,370	△ 13,711	868,659	水道料金	△ 13,711
	2	営業外収益	368,904	4,495	373,399		
		5 その他営業外収益	246,770	4,495	251,265	一般会計負担金	4,495

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1	水道事業費用		1,255,998	△ 23,026	1,232,972		
	1	営業費用	1,161,314	△ 13,026	1,148,288		
		1 原水及び浄水費	337,511	△ 2,900	334,611	光熱水費 動力費	△ 400 △ 2,500
		2 配水及び給水費	206,306	△ 10,126	196,180	光熱水費 委託料 動力費	△ 800 △ 2,926 △ 6,400
	2	営業外費用	80,934	△ 10,000	70,934		
		4 消費税納付金	20,000	△ 10,000	10,000	消費税納付金	△ 10,000

資本的収入の補正

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1	資本的収入		304,457	5,153	309,610		
	1	企業債	211,300	△ 7,600	203,700		
		1 企業債	211,300	△ 7,600	203,700	企業債	△ 7,600
	5	負担金	9,487	12,753	22,240		
		1 負担金	9,487	12,753	22,240	他会計負担金 工事負担金	△ 480 13,233

令和5年度 南砺市水道事業会計補正予算（第3号） 予定キャッシュ・フロー計算書
 （令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1 営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	26,177
減価償却費	513,008
貸倒引当金の増減額（△は減少）	40
受取利息及び受取配当	△ 1,506
支払利息	42,889
未収金の増減額（△は増加）	5,097
未払金の増減額（△は減少）	△ 505
たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 199
引当金の増減額（△は減少）	856
長期前受補助金等戻入額	△ 116,677
長期前受補助金等消費税収益額	△ 350
固定資産除却費	9,946
小計	<u>478,776</u>
利息及び配当金の受取額	1,506
利息の支払額	<u>△ 42,889</u>
計	437,393
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 510,016
他会計貸付金による支出	0
補助金による収入	3,850
負担金による収入	22,240
新規加入金による収入	8,400
未払金の増減額（△は減少）	11,990
その他資本的支出	△ 182
計	<u>△ 463,718</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	203,700
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 282,469
他会計からの出資による収入	70,580
計	<u>△ 8,189</u>
現金及び現金同等物の増減額	△ 34,514
現金及び現金同等物の期首残高	<u>1,397,593</u>
現金及び現金同等物の期末残高	<u><u>1,363,079</u></u>

議案第24号

令和5年度南砺市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度南砺市下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度南砺市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（区分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
下水道事業（公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業）			
（4）建設改良事業	225,241千円	△41,500千円	183,741千円
農業集落排水事業			
（4）建設改良事業	88,359千円	△6,900千円	81,459千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業収益	2,265,641千円	△5,000千円	2,260,641千円
第1項 営業収益	995,654千円	△5,000千円	990,654千円
第3款 林業集落排水事業収益	11,519千円	△1,700千円	9,819千円
第1項 営業収益	5,082千円	△1,700千円	3,382千円
収入合計	2,705,542千円	△6,700千円	2,698,842千円

支 出

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業費用	2,132,979千円	△5,500千円	2,127,479千円
第1項 営業費用	1,891,253千円	△4,500千円	1,886,753千円
第2項 営業外費用	234,725千円	△1,000千円	233,725千円
第2款 農業集落排水事業費用	526,046千円	△13,500千円	512,546千円
第1項 営業費用	493,584千円	△13,500千円	480,084千円
第4款 個別合併浄化槽設置事業費用	23,465千円	1千円	23,466千円
第2項 営業外費用	1,968千円	1千円	1,969千円
支出合計	2,712,268千円	△18,999千円	2,693,269千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,315,612千円」を「不足する額1,288,910千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業 資本的収入	756,769千円	△25,226千円	731,543千円
第1項 企業債	473,100千円	△34,500千円	438,600千円
第2項 負担金及び分担金	7,495千円	13,674千円	21,169千円
第4項 補助金	50,000千円	△3,400千円	46,600千円
第6項 その他資本的収入	1,001千円	△1,000千円	1千円
第2款 農業集落排水事業 資本的収入	123,076千円	△7,181千円	115,895千円
第1項 企業債	61,400千円	△6,500千円	54,900千円
第2項 負担金及び分担金	1千円	319千円	320千円
第4項 補助金	36,000千円	△1,000千円	35,000千円
第4款 個別合併浄化槽設置 事業資本的収入	5,680千円	709千円	6,389千円
第2項 負担金及び分担金	1千円	709千円	710千円
収入合計	887,626千円	△31,698千円	855,928千円

支 出

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業 資本的支出	1,795,460千円	△51,500千円	1,743,960千円
第1項 建設改良費	225,241千円	△41,500千円	183,741千円
第2項 流域下水道 建設負担金	39,229千円	△10,000千円	29,229千円
第2款 農業集落排水事業 資本的支出	375,156千円	△6,900千円	368,256千円
第1項 建設改良費	88,359千円	△6,900千円	81,459千円
支出合計	2,203,238千円	△58,400千円	2,144,838千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額		
	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	40,300千円	△ 25,800千円	14,500千円
特定環境保全公共下水道事業	103,700千円	1,200千円	104,900千円
流域下水道事業	39,100千円	△ 9,900千円	29,200千円
農業集落排水事業	51,400千円	△ 6,500千円	44,900千円
林業集落排水事業	2,100千円		2,100千円
個別合併浄化槽設置事業	3,100千円		3,100千円
資本費平準化債	300,000千円		300,000千円
計	539,700千円	△ 41,000千円	498,700千円

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和5年度南砺市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画明細書

収益的收入及び支出

(単位：千円)

収 入		項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業収益				2,265,641	△ 5,000	2,260,641	
	1 営業収益			995,654	△ 5,000	990,654	
		1 使用料		941,693	△ 5,000	936,693	公共・特環下水道使用料
3 林業集落排水事業収益				11,519	△ 1,700	9,819	
	1 営業収益			5,082	△ 1,700	3,382	
		1 使用料		5,080	△ 1,700	3,380	林業集落排水施設使用料

支 出 (単位：千円)

支 出		項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用				2,132,979	△ 5,500	2,127,479	
	1 営業費用			1,891,253	△ 4,500	1,886,753	
		1 管渠費		440,103	△ 3,500	436,603	工事請負費 △1,500 動力費 △2,000
		2 浄化センター・処理場費		60,900	△ 1,000	59,900	修繕費 △500 動力費 △500
		2 営業外費用		234,725	△ 1,000	233,725	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費		193,724	△ 1,000	192,724	企業債利息
2 農業集落排水事業費用				526,046	△ 13,500	512,546	
	1 営業費用			493,584	△ 13,500	480,084	
		1 管渠費		30,121	△ 2,000	28,121	修繕費 △1,500 動力費 △500
		2 浄化センター・処理場費		123,714	△ 11,500	112,214	手数料 △1,500 動力費 △10,000
4 個別合併浄化槽設置事業費用				23,465	1	23,466	
	2 営業外費用			1,968	1	1,969	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費		1,467	1	1,468	企業債利息

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 資本的収入			756,769	△ 25,226	731,543	
	1 企業債		473,100	△ 34,500	438,600	
		1 企業債	473,100	△ 34,500	438,600	起債事業 公共下水道 △25,800 特定環境保全公共下水道 1,200 流域下水道 △9,900
	2 負担金及び 分担金		7,495	13,674	21,169	
		1 受益者負担金及び 分担金	7,495	13,674	21,169	受益者負担金及び分担金
	4 補助金		50,000	△ 3,400	46,600	
		1 国庫補助金	50,000	△ 3,400	46,600	国庫補助金
	6 その他 資本的収入		1,001	△ 1,000	1	
		1 貸付金返還金	1,000	△ 1,000	0	水洗化改造資金貸付金返還金
	2 農業集落排水事業 資本的収入			123,076	△ 7,181	115,895
1 企業債			61,400	△ 6,500	54,900	
		1 企業債	61,400	△ 6,500	54,900	起債事業
2 負担金及び 分担金			1	319	320	
		1 受益者負担金及び 分担金	1	319	320	受益者負担金及び分担金
4 補助金			36,000	△ 1,000	35,000	
	1 国庫補助金	36,000	△ 1,000	35,000	国庫補助金	
4 個別合併浄化槽設置 事業資本的収入			5,680	709	6,389	
	2 負担金及び 分担金		1	709	710	
		1 受益者負担金及び 分担金	1	709	710	受益者負担金及び分担金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 資本的支出			1,795,460	△ 51,500	1,743,960	
	1 建設改良費		225,241	△ 41,500	183,741	
		1 管渠整備費	184,026	△ 39,500	144,526	委託料 △3,000 工事請負費 △35,000 補償費 △1,500
		2 処理場建設費	41,215	△ 2,000	39,215	工事請負費 △2,000
	2 流域下水道 建設負担金		39,229	△ 10,000	29,229	
		1 流域下水道 建設負担金	39,229	△ 10,000	29,229	流域下水道建設負担金
2 農業集落排水事業 資本的支出			375,156	△ 6,900	368,256	
	1 建設改良費		88,359	△ 6,900	81,459	
		1 管渠整備費	28,041	△ 4,500	23,541	工事請負費 △4,500
		2 処理場建設費	60,318	△ 2,400	57,918	委託料 △900 工事請負費 △1,500

令和5年度南砺市下水道事業会計補正予算（第3号）予定キャッシュ・フロー計算書
 （令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	17,515
減価償却費	1,648,526
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△435
受取利息及び受取配当	△2
支払利息	221,764
未収金の増減額(△は増額)	△1,715
未払金の増減額(△は減少)	△14,358
引当金の増減額	△544
長期前受補助金等戻入額	△479,030
長期前受補助金等消費税収益額	△3,269
固定資産除却費	13,002
小計	1,401,454
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△221,764
計	1,179,692
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△232,553
無形固定資産の取得による支出	△35,663
国庫補助金による収入	81,600
受益者負担金及び分担金による収入	22,202
工事負担金による収入	13,363
未払金の増減額(△は減少)	30,000
計	△121,051
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	198,700
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,654,007
その他の企業債による収入	300,000
その他の企業債の償還による支出	△174,371
短期貸付金による支出	△1,000
他会計からの出資による収入	240,063
計	△1,090,615
現金及び現金同等物の増減額	△31,974
現金及び現金同等物の期首残高	662,428
現金及び現金同等物の期末残高	630,454

議案第25号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別
紙のとおり定める。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(南砺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 南砺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年南砺市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

(南砺市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 南砺市水道事業の設置等に関する条例（平成16年南砺市条例第248号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(南砺市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 南砺市下水道事業の設置等に関する条例（平成16年南砺市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第26号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正
する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(南砺市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第1条 南砺市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成16年南砺市条例第127号)
の一部を次のように改正する。

第2条第2項第9号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

(南砺市営住宅条例の一部改正)

第2条 南砺市営住宅条例(平成16年南砺市条例第244号)の一部を次のように
改正する。

第6条第2項第8号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第27号

南砺市いのくち椿公園条例の全部改正について

南砺市いのくち椿公園条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市いのくち椿公園条例

南砺市いのくち椿公園条例（平成16年南砺市条例第222号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民に椿を通じた学習と憩いとふれあいの場、交流の場を提供するため、南砺市いのくち椿公園（以下「椿公園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 椿公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
椿の館	南砺市川上中字広道島111番地
椿の園	南砺市川上中字広道島111番地他
椿公園駐車場	南砺市川上中528番地他

（指定管理者による管理）

第3条 椿公園の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）椿公園の施設の利用の許可に関する業務
- （2）椿公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、椿公園の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（指定管理者の管理の期間）

第5条 指定管理者が椿公園の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

（利用の許可）

第6条 指定管理者は、椿公園を利用しようとする者に対し、指定管理者の定めるところにより許可を受けさせることができる。

2 指定管理者は、利用の許可に際して、管理上必要な条件を付することができる。
(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 椿公園の施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 椿公園の設置目的に反し、管理運営上不適当であると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、椿公園の管理上特に支障があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用目的以外のことに利用し、又は利用権を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等の許可)

第9条 利用者は、特別の設備をし、施設に変更を加え、又は備付け以外の器具を持ち込み利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用許可の変更及び取消し)

第10条 椿公園の利用に際し、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、利用許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に損害を生じてても市又は指定管理者は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請により利用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上特に支障があると認めるとき。

(原状回復)

第11条 利用者は、椿公園の利用が終わったときは、直ちに整理及び清掃をし、一切を原状に回復して指定管理者の点検を受けなければならない。

2 前項の原状回復は、利用者が前条の規定により利用の許可を取り消されたときも同様とする。

(損害賠償)

第12条 利用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(入場の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、椿公園への入場を拒み、又は利用中の施設に立ち入り、退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認める者

(3) 前2号に掲げる者のほか、椿公園の管理上特に支障があると認めるもの

(市長による管理)

第14条 第3条に規定する指定管理者による管理を行わないときは、市長が椿公園の管理を行う。この場合において、この条例中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の南砺市いのくち椿公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第28号

南砺市行政組織条例の一部改正について

南砺市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市行政組織条例の一部を改正する条例

南砺市行政組織条例(平成16年南砺市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(6) 住宅に関すること。

第6条第6号中「住宅及び」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第29号

南砺市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について

南砺市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

南砺市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年南砺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に基づき」を加える。

第2条第1号中「その他の工作物で、現に使用されていないもの又はこれに類する状態のもの」を「又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 管理不全空き家等 空き家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれのある空き家等をいう。

第2条に次の1号を加える。

(4) 特定空き家等 そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。

第3条中「管理不全な状態である空き家等」を「管理不全空き家等又は特定空き家等」に改める。

第4条中「空き家等が管理不全な状態にならないよう、自らの責任において適正に管理し」を「周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努め」に改める。

第17条を第20条とし、第16条を第19条とする。

第15条第1項中「第7条又は第8条」を「第9条又は第10条」に改め、同条を第18条とする。

第14条第2項第1号中「第11条」を「第14条」に改め、同項第2号中「第1

2条」を「第15条」に改め、同条を第17条とする。

第13条第1項中「第11条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第16条とする。

第12条を第15条とする。

第11条第1項中「空き家等の所有者等が前条の規定による」を「前条の規定による勧告を受けた者がその」に改め、同条第2項中「第14条」を「第17条」に、「第13条」を「第16条」に改め、同条を第14条とする。

第10条の見出し中「勧告」を「特定空き家等の所有者等に対する勧告」に改め、同条中「空き家等が管理不全な状態にある」を「特定空き家等の状態が改善されない」に、「空き家等の所有者等」を「特定空き家等の所有者等」に改め、同条を第13条とする。

第9条の見出し中「助言及び指導」を「特定空き家等の所有者等に対する助言及び指導」に改め、同条中「第7条又は前条の規定による調査により空き家等が管理不全な状態にあると認めるとき、又は管理不全な状態になるおそれがあると認めるときは、当該」を「特定」に、「適正な管理のための」を「周辺的生活環境の保全を図るために」に改め、同条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

(管理不全空き家等の所有者等に対する措置)

第11条 市長は、管理不全空き家等の所有者等に対し、法第6条に規定する基本指針（所有者等による空き家の適切な管理について指針となるべき事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空き家等が特定空き家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空き家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導した者に対し、必要な具体的な措置について勧告することができる。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(空き家等対策計画)

第6条 市長は、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条第1項に規定する空き家等に関する対策についての計画（以下「空き家等対策計

画」という。)を定めるものとする。

(協議会)

第7条 市長は、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第30号

南砺市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

南砺市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

南砺市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年南砺市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会	会長	日額 8,000円
	委員	日額 8,000円
	農地利用最適化 推進委員	日額 6,000円

」を

「

農業委員会	会長	基本給
		日額 8,000円
	委員	農地利用最適化事業分 市長が別に定める額
		基本給
	農地利用最適化 推進委員	日額 8,000円
		農地利用最適化事業分 市長が別に定める額
農地利用最適化 推進委員	基本給	
	日額 6,000円	
農地利用最適化 推進委員	農地利用最適化事業分 市長が別に定める額	
	農地利用最適化事業分 市長が別に定める額	

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 3 1 号

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年南砺市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

（12）訪問介護業務に従事する職員の特殊勤務手当

第9条中「病院業務」の次に「（病院事業の附帯事業として行う業務を含む。）」を加える。

第18条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の1条を加える。

（訪問介護業務に従事する職員の特殊勤務手当）

第15条 訪問介護業務に従事する職員の特殊勤務手当は、井波ホームヘルプステーションに勤務する職員が訪問介護の業務に従事したときに支給する。

別表中

「

病院業務に従事する職員の特殊勤務手当	病院手当	月額11,000円の範囲内で規則で定める額	
		業務により加算する額	手術補助業務に従事した看護師 1日 150円
			死後処置業務に従事した看護師 1回につき 1,400円
			死体解剖業務に従事した看護師又は臨床検査技師 1体につき 3,000円
看護管理職救	宿直又は日直の勤務中に救急対応等の		

急対応手当	業務に従事した看護職員（給与条例第8条第1項に規定する職にあるものに限る。） 1回3,000円（1回の宿直又は1回の日直における救急対応等の累計勤務時間が1時間を超える場合は、1時間を超えた時間15分につき750円を加算した額）
看護職員処遇改善手当	看護師、准看護師及び保健師 月額12,000円

」を

「

病院業務に従事する職員の特殊勤務手当	病院手当	月額11,000円の範囲内で規則で定める額
		業務により加算する額
		手術補助業務に従事した看護師 1日 150円 死後処置業務に従事した看護師 1回につき 1,400円 死体解剖業務に従事した看護師又は臨床検査技師 1体につき 3,000円
看護管理職救急対応手当	宿直又は日直の勤務中に救急対応等の業務に従事した看護職員（給与条例第8条第1項に規定する職にあるものに限る。） 1回3,000円（1回の宿直又は1回の日直における救急対応等の累計勤務時間が1時間を超える場合は、1時間を超えた時間15分につき750円を加算した額）	

	看護職員処遇 改善手当	看護師、准看護師及び保健師 月額 12,000円
		看護助手及び介護士 月額 6,000円

」に

改め、同表に次のように加える。

訪問介護業務に従事する職員の特殊勤務手当	介護職員処遇改善手当	訪問介護の業務に従事する職員 月額 6,000円
----------------------	------------	-----------------------------

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に1条を加える改正規定及び別表に訪問介護業務に従事する職員の特殊勤務手当の部を加える改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年2月1日から適用する。

議案第 3 2 号

南砺市積立基金条例の一部改正について

南砺市積立基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市積立基金条例の一部を改正する条例

南砺市積立基金条例（平成19年南砺市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2 新型コロナウイルス感染症対策基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 33 号

南砺市立福光美術館条例の一部改正について

南砺市立福光美術館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市立福光美術館条例の一部を改正する条例

南砺市立福光美術館条例（平成16年南砺市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項を削り、同条第2項中「観覧料は」を「前2条に定める観覧料（以下「観覧料」という。）は、」に改め、同項を同条とする。

別表第1中

「

企画展示	1人1回1,040円の範囲内で、企画展示に係る実費を勘案して市長が別に定める額
------	---

」を

「

企画展示	1人1回1,500円の範囲内で、企画展示に係る実費を勘案して市長が別に定める額
------	---

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第34号

南砺市保健センター条例の一部改正について

南砺市保健センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市保健センター条例の一部を改正する条例

南砺市保健センター条例（平成16年南砺市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第2条の表南砺市福野保健センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 35 号

南砺市水道事業給水条例及び南砺市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

南砺市水道事業給水条例及び南砺市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市水道事業給水条例及び南砺市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(南砺市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 南砺市水道事業給水条例（平成16年南砺市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第5条、第36条第2項ただし書及び第42条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(南砺市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 南砺市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年南砺市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第36号

南砺市集落排水処理施設条例の一部改正について

南砺市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

南砺市集落排水処理施設条例（平成16年南砺市条例第237号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

柴田屋上津処理施設	柴田屋の一部、上津	農業集落排水
人母処理施設	人母	

」を

「

人母処理施設	人母	農業集落排水
--------	----	--------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 37 号

南砺市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

南砺市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

南砺市病院事業の設置等に関する条例（平成16年南砺市条例第253号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「ため」の次に「、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき」を加え、同条第2項を削る。

第3条第3項を削り、同条第2項の表中「療養病床 45床」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による運営のほか、病院事業は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条に規定する健康の保持増進のために必要な事業を円滑に実施し、地域における保健施設として公衆衛生の向上及び増進に貢献するものとする。

第3条の次に次の1条を加える。

（附帯事業）

第3条の2 病院事業の附帯事業として行う事業、施設の名称及び定員は次のとおりとする。

事業	施設の名称	定員
介護医療院事業	南砺中央 介護医療院	45人

第4条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に改め、第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の表中「療養病床 45床」を削る改正規定及び第3条の次に第3条の2を加える改正規定については、規則で定める日から施行する。

議案第 38 号

南砺市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について

南砺市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

南砺市病院事業使用料及び手数料条例（平成16年南砺市条例第254号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

人間ドック	日帰り人間ドック	男性	1回	38,060円
		女性	1回	43,460円
	日帰り脳ドック		1回	34,060円
	1泊人間ドック	男性	1回	66,050円
		女性	1回	72,680円
	1泊人間・脳ドック	男性	1回	104,150円
女性		1回	110,790円	
腸内フローラ検査			1回	19,800円

」を

「

人間ドック	日帰り人間ドック	男性	1回	38,060円
		女性	1回	43,460円
	日帰り脳ドック		1回	34,060円
	1泊人間ドック	男性	1回	67,210円
		女性	1回	73,840円
	1泊人間・脳ドック	男性	1回	105,310円
女性		1回	111,950円	
腸内フローラ検査			1回	15,400円

」に

改める。

附 則
（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表1の規定は、この条例の施行の日以後の利用又は交付に係る使用料又は手数料について適用し、同日前の利用又は交付に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

議案第 39 号

南砺市消防団条例の一部改正について

南砺市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市消防団条例の一部を改正する条例

南砺市消防団条例（平成16年南砺市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1,120人」を「1,070人」に改める。

別表第1の1の表方面団長の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第40号

南砺市学校給食調理場条例の廃止について

南砺市学校給食調理場条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市学校給食調理場条例を廃止する条例

南砺市学校給食調理場条例（平成16年南砺市条例第90号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第41号

証明書等の交付に係る事務の相互委託の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和6年3月31日をもって南砺市と富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町及び朝日町との証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止する。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

議案第42号

辺地総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）に基づく辺地総合整備計画を別紙のとおり策定したいので、同法第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

総合整備計画書

富山県 南砺市 利賀辺地
(辺地の人口437人・面積177.6km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する村又は字の名称 利賀村水無、利賀村大勘場、利賀村大勘場水無入会、利賀村阿別当、利賀村坂上、利賀村上畠、利賀村細島、利賀村北島、利賀村岩淵、利賀村、利賀村大豆谷、利賀村北豆谷、利賀村押場、利賀村草嶺、利賀村高沼、利賀村栗当、利賀村仙野原、利賀村北原、利賀村長崎、利賀村大牧、利賀村下原、利賀村栃原、利賀村新山、利賀村上百瀬、利賀村百瀬川
- (2) 地域の中心の位置 利賀村坂上163番地
- (3) 辺地地点数 258点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

利賀地域は、これまで生活道路や林道等の交通網の整備や簡易水道施設などの生活環境施設、観光・レクリエーション施設の整備を行うことで若者に魅力ある地域づくりを推進してきた。これらにより、住民福祉の向上及び地域住民と観光客をはじめとする都市住民との交流が積極的に行われる効果が表れてきている。

しかし、過疎化及び高齢化の進展が著しいことから、今後とも若者の定住につながる社会資本整備や定期交通の確保を図ることなどが強く望まれている。

3 公共的施設の整備計画

(1) 公共的施設の整備の基本方針

地域内の生活道路について計画的に整備を図るとともに、森林資源の適正管理や活用を目的とした林道整備を継続的に実施し、林業基盤の整備確立を図る。

また、水道施設などの整備充実を図ることにより、生活環境の向上に努める。

(2) 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	南砺市	100,500	34,744	65,756	62,200
林道	富山県	42,500	0	42,500	40,000
	南砺市	131,400	90,100	41,300	38,900
水道施設	南砺市	44,662	0	44,662	22,100
合計		319,062	124,844	194,218	163,200

総合整備計画書

富山県 南砺市 南蟹谷辺地
(辺地の人口438人・面積17.4km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する村又は字の名称 砂子谷、人母、高窪、土山、能美、小又、湯谷、蔵原
- (2) 地域の中心の位置 蔵原平ヶ原377番地1
- (3) 辺地度点数 111点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

南蟹谷地区は、石川県との県境に位置する山間集落である。谷間を通る道路は、幅員が狭小で急カーブが多いなど、劣悪な状況である。加えて、冬期間には降雪量が多くて除雪車の運行も容易ではなく、地域住民の通行に支障を来していることから、道路の整備などを行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

(1) 公共的施設の整備の基本方針

整備が遅れている道路網を整備し、地域住民の生活道路の安全を期するとともに、冬期間の円滑な通行を確保する。

(2) 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	南砺市	26,200	14,148	12,052	11,400
合計		26,200	14,148	12,052	11,400

議案第43号

南砺市立病院経営強化プランの策定について

南砺市立病院経営強化プランを別紙のとおり策定したいので、南砺市議会基本条例（平成25年南砺市条例第43号）第9条の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市立病院経営強化プラン議決事項

1 南砺市立病院経営強化プランについて

総務省が令和4年3月に通知・公表した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、本プランにおいては以下の6項目別に経営強化方針等を策定します。目標達成のため特に重要と位置付けた取組については、本プラン内にアクションプランとして位置づけ、その取組・進捗等を毎年度公表することとします。

令和5年3月に策定した「南砺市病院事業将来ビジョン」において明確にした指針の達成に向け、今後5年間における短期経営計画となる「南砺市立病院経営強化プラン」をここに策定し、抜本的な医療改革により将来にわたって持続可能な地域医療提供体制の確保に努めます。

- (1) 役割・機能の最適化と連携の強化
- (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革
- (3) 経営形態の見直し
- (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組
- (5) 施設・設備の最適化
- (6) 経営の効率化等

2 重点取組項目（アクションプラン）

- (1) 医療資源を地域全体で最大限効果的・効率的に活用するための機能分化及び連携強化
 - ① 市立2病院間における取組
 - ② 市立診療所、市立訪問看護ステーションとの取組
 - ③ 市立2病院以外の病院との取組
- (2) 市全体の財政運営や市立医療機関における経営強化等を踏まえた一般会計負担の考え方の整理
- (3) 医師、看護師等の確保対策及び医師の働き方改革への対応
 - ① 医師の勤務環境の改善等
 - ② 看護師等の勤務環境の改善等
 - ③ 看護学生等修学資金貸与制度の拡充

- (4) 慢性期病床の介護医療院への転換
- (5) デジタル化に対応したセキュリティ強化及び業務効率化等に資する医療
DXの導入
- (6) 経営の効率化等
 - ① 市立2病院の一体的運営に向けた取組
 - ② 経営の効率化

3 計画期間

本プランの計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

議案第 4 4 号

辺地総合整備計画の変更について

辺地総合整備計画を別紙のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

(別紙)

辺地に係る総合整備変更計画書
富山県 南砺市

辺地名	項目	変更前					変更後						
		令和2年度から令和6年度まで 5年間 (単位：千円)					令和2年度から令和6年度まで 5年間 (単位：千円)						
施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額		
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源			
平	3 公共的施設の整備計画	道路	富山県	33,034	0	33,034	28,000	道路	富山県	33,034	0	33,034	28,000
			南砺市	272,105	156,351	115,754	109,000		南砺市	304,550	162,869	141,681	133,900
		林道	富山県	85,637	0	85,637	82,500	林道	富山県	73,363	0	73,363	71,200
			南砺市	14,720	9,160	5,560	5,200		南砺市	5,720	2,860	2,860	2,700
		電気通信	一部事務 組合	69,956	0	69,956	67,000	電気通信	一部事務 組合	69,956	0	69,956	67,000
		観光・レクリ エーション施設	南砺市	121,520	0	121,520	115,300	観光・レクリ エーション施設	南砺市	195,145	0	195,145	185,500
		水道施設	南砺市	6,535	0	6,535	3,100	水道施設	南砺市	17,410	0	17,410	8,400
								高齢者福祉増 進施設	南砺市	4,048	0	4,048	3,800
		合計		603,507	165,511	437,996	410,100	合計		703,226	165,729	537,497	500,500

(別紙)

辺地に係る総合整備変更計画書
富山県 南砺市

辺地名	項目	変更前					変更後						
		令和2年度から令和6年度まで 5年間 (単位：千円)					令和2年度から令和6年度まで 5年間 (単位：千円)						
上平	3 公共的施設の整備計画	区分 事業 施設名	主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	区分 事業 施設名	主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
					特定財源	一般財源					特定財源	一般財源	
		道路	南砺市	97,095	25,321	71,774	67,700	道路	南砺市	94,404	23,264	71,140	67,200
		林道	南砺市	23,837	16,258	7,579	7,500	林道	南砺市	23,837	16,258	7,579	7,500
		電気通信	一部事務 組合	84,430	0	84,430	80,200	電気通信	一部事務 組合	84,430	0	84,430	80,200
		除雪機械	南砺市	83,054	55,335	27,719	26,200	除雪機械	南砺市	86,254	57,502	28,752	27,200
		観光・レクリ エーション施設	南砺市	85,617	15,060	70,557	68,900	観光・レクリ エーション施設	南砺市	85,454	15,060	70,394	67,000
		水道施設	南砺市	72,831	0	72,831	36,100	水道施設	南砺市	91,140	0	91,140	45,200
		保育所	南砺市	37,917	0	37,917	36,000	保育所	南砺市	37,807	0	37,807	32,400
		合計		484,781	111,974	372,807	322,600	合計		503,326	112,084	391,242	326,700

(別紙)

辺地に係る総合整備変更計画書
富山県 南砺市

辺地名	項目	変更前					変更後						
利賀	3 公共的施設の整備計画 (2) 公共的施設の整備計画	令和元年度から令和5年度まで 5年間 (単位：千円)					令和元年度から令和5年度まで 5年間 (単位：千円)						
		区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額		
		事業		特定財源	一般財源		事業		特定財源	一般財源			
		施設名 主体名					施設名 主体名						
		道路 南砺市	490,934	262,932	228,002	215,000	道路 南砺市	490,814	261,556	229,258	216,300		
		林道	富山県	49,666	0	49,666	46,300	林道	富山県	49,841	0	49,841	46,200
			南砺市	156,044	106,739	49,305	46,900		南砺市	156,130	106,739	49,391	46,900
		電気通信 一部事務組合	86,842	0	86,842	81,100	電気通信 一部事務組合	86,842	0	86,842	81,100		
		除雪機械 南砺市	68,893	45,928	22,965	22,000	除雪機械 南砺市	68,893	45,928	22,965	22,000		
		観光・レクリエーション施設 南砺市	28,968	3,039	25,929	25,300	観光・レクリエーション施設 南砺市	28,968	3,039	25,929	25,300		
		水道施設 南砺市	39,349	0	39,349	19,500	水道施設 南砺市	43,362	0	43,362	21,400		
	教育施設 南砺市	27,088	0	27,088	25,700	教育施設 南砺市	26,862	0	26,862	25,500			
	合計	947,784	418,638	529,146	481,800	合計	951,712	417,262	534,450	484,700			
南蟹谷	3 公共的施設の整備計画 (2) 公共的施設の整備計画	令和元年度から令和5年度まで 5年間 (単位：千円)					令和元年度から令和5年度まで 5年間 (単位：千円)						
		区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額		
		事業		特定財源	一般財源		事業		特定財源	一般財源			
		施設名 主体名					施設名 主体名						
	道路 南砺市	104,685	2,970	101,715	96,100	道路 南砺市	119,894	8,564	111,330	105,200			
	林道 南砺市	7,000	3,500	3,500	3,500	林道 南砺市	7,100	3,500	3,600	0			
	合計	111,685	6,470	105,215	99,600	合計	126,994	12,064	114,930	105,200			

議案第45号

5災235号市道坂下閑乗寺線道路災害復旧工事請負契約の締結について

5災235号市道坂下閑乗寺線道路災害復旧工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 5災235号市道坂下閑乗寺線道路災害復旧工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 170,280,000円
(内消費税等15,480,000円) |
| 4 契約の相手方 | 南砺市坪野192番地
株式会社藤井組
代表取締役社長 藤井 秀之 |

議案第46号

南砺市合掌造り等活用施設（旧野宇家等）等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 旧野宇家 所在地 南砺市菅沼177番地
	名 称 旧中井家 所在地 南砺市菅沼529番地
	名 称 旧真井家板倉 所在地 南砺市菅沼902番地
	名 称 南砺市五箇山民俗館 所在地 南砺市菅沼436番地
	名 称 南砺市塩硝の館 所在地 南砺市菅沼134番地
	名 称 南砺市世界遺産菅沼合掌造り集落展望広場 所在地 南砺市菅沼字菅島587番地
指 定 管 理 者	名 称 菅沼世界遺産保存組合 所在地 南砺市菅沼字菅島587番地 代表者 組合長 西 満
指 定 期 間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第47号

南砺市利賀芸術公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市利賀芸術公園 所在地 南砺市利賀村上百瀬
指 定 管 理 者	名 称 公益財団法人富山県文化振興財団 所在地 富山県富山市新総曲輪4番18号 代表者 代表理事 岡本 達也
指 定 期 間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第48号

南砺市高齢者生活福祉センター（南砺市平高齢者生活福祉センター「つつじ荘」及び南砺市利賀高齢者生活福祉センター「ネイトピア喜楽」）
及び南砺市デイサービスセンター（平デイサービスセンター等）の指定
管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指
定管理者を下記のとおり指定する。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称	南砺市平高齢者生活福祉センター「つつじ 荘」
	所在地	南砺市大崩島100番地
	名 称	南砺市利賀高齢者生活福祉センター「ネイ トピア喜楽」
	所在地	南砺市利賀村百瀬川313番地
	名 称	平デイサービスセンター
指定管理者	所在地	南砺市大崩島100番地
	名 称	上平デイサービスセンター
	所在地	南砺市上平細島1112番地
指 定 期 間	名 称	利賀デイサービスセンター
	所在地	南砺市利賀村百瀬川313番地
	名 称	社会福祉法人南砺市社会福祉協議会
指 定 期 間	所在地	南砺市井波521番地
	代表者	理事長 中山 繁實
	指 定 期 間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第49号

南砺市道の駅福光「なんと一福茶屋」及び南砺市福光紹興友好物産館の
指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指
定管理者を下記のとおり指定する。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市道の駅福光「なんと一福茶屋」 所在地 南砺市中ノ江16番地
	名 称 南砺市福光紹興友好物産館 所在地 南砺市中ノ江16番地
指 定 管 理 者	名 称 道の駅福光株式会社 所在地 南砺市中ノ江21番地 代表者 代表取締役 織田 修二
指 定 期 間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第50号

南砺市井口カイニョと椿の森公園及び南砺市いのくち椿公園（椿の館等）
の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指
定管理者を下記のとおり指定する。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市井口カイニョと椿の森公園 所在地 南砺市宮後188番地
	名 称 椿の館 所在地 南砺市川上中字広道島111番地
	名 称 椿の園 所在地 南砺市川上中字広道島111番地他
	名 称 椿公園駐車場 所在地 南砺市川上中528番地他
指 定 管 理 者	名 称 特定非営利活動法人なんと元気 所在地 南砺市山見京願1739番地の2 代表者 理事 富田 健
指 定 期 間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第51号

南砺市都市公園（園芸植物園）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 園芸植物園 所在地 南砺市柴田屋128番地
指 定 管 理 者	名 称 特定非営利活動法人なんと元気 所在地 南砺市山見京願1739番地の2 代表者 理事 富田 健
指 定 期 間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償に係る和解について専決処分したので、同条第2項の規定により下記のとおり報告する。

令和6年2月29日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

専決 番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分 年 月 日
1	令和5年9月15日に南砺市井波地内で発生した車両の破損事故	南砺市在住1名	市が支払う額 226,556円	令和6年 1月18日